# 《論 説》

# スリランカ:2つの言語ナショナリズムの対立

--- BC 協定・1958年の民族暴動・バンダーラナーヤカの死---

# 松 田 哲

#### はじめに

1956年に実施された第3回総選挙は、シンハラ・オンリー(Sinhala Only)政策の是非が主要な争点となった選挙であった。シンハラ・オンリー政策は、スリランカ自由党(Sri Lanka Freedom Party, SLFP)の党首S・W・R・D・バンダーラナーヤカ(Solomon West Ridgeway Dias Bandaranaike)が提唱した公用語政策であったが、それはまた、1951年に統一国民党(United National Party, UNP)を離党したバンダーラナーヤカが、UNPに選挙で勝利するための選挙戦術として提唱したものでもあった。しかし、「シンハラ語だけを公用語に定める」というシンハラ・オンリー政策は、シンハラ人とタミル人との間でスリランカが独立する前に交わされた合意、すなわち「シンハラ語とタミル語の双方を公用語にする」という合意を覆すものであった。その結果、シンハラ・オンリー政策はシンハラ人とスリランカ・タミル人の民族間関係を揺るがす争点となり、シンハラ人の側にはシンハラ語だけの公用語化を是とするシンハラ人の言語ナショナリズムを、他方でスリランカ・タミル人の側には、タミル語を

<sup>1)</sup> このあたりの事情については、以下を参照。拙稿「スリランカ内戦と公用語政策――1956年の 総選挙までを中心に」『京都学園大学法学部二十周年記念論文集 転換期の法と文化』所収(法 律文化社、2008年)、285-317頁。

<sup>2)</sup> 本稿では、議論の対象がスリランカ・タミル人である場合にはスリランカ・タミル人、インド・タミル人である場合にはインド・タミル人、両タミル人が含まれうる場合にはタミル人と表記することにしたい。ただし、完全に区別できるものではないことを断っておく。なお引用の場合には、原典の表記に従っている。

公用語に加えようとするスリランカ・タミル人の言語ナショナリズムの高揚を招くことになった。2つの言語ナショナリズムの対立する状況が生まれたので<sup>3)</sup>ある。

シンハラ人の言語ナショナリズムの旗振り役となったのは、シンハラ人のバンダーラナーヤカに率いられた SLFP が主体となって形成された、人民統一戦線(Mahajana Eksath Peramuna、MEP)であった。他方でスリランカ・タミル人の言語ナショナリズムの旗振り役となったのは、スリランカ・タミル人のセルワナーヤガム(Samuel James Velupillai Chelvanayakam)に率いられた連邦党(Federal Party、FP)であった。MEP(あるいは SLFP)も FP も、ともに、第3回総選挙の選挙戦を通じて強まっていった自民族の言語ナショナリズムの後押しを受けて、それぞれの民族の第1党の座を占めるに至った政党である。そして、これら2つの言語ナショナリズムは、第3回総選挙後に制定される「シンハラ語公用語法(the Official Language Act、No. 33 of 1956)」をめぐって、さらに激しく対立するようになる。

では、シンハラ・オンリー政策の是非をめぐる争いに起源をもつ2つの言語 ナショナリズムの対立は、どのような経緯のもとで、激化あるいは固定化して いったのであろうか。本稿では、2つの言語ナショナリズムの対立に焦点を合 わせ、第3回総選挙以降のスリランカにおけるシンハラ人とスリランカ・タミ ル人の民族間関係の悪化について概観していくこととしたい。

以下、第1節では、第3回総選挙後にFPが実施したシンハラ・オンリー政策反対運動の展開と、その反対運動に対するシンハラ人側の反応とをみていくこととする。第2節では、FPの反対運動の成果としてMEPとFPの間で合意されることになった「バンダーラナーヤカ=セルワナーヤガム協定(Bandaranaike-Chelvanayakam Pact, BC Pact)」について検討する。第3節では、皮肉にもBC協定の締結によって激化していくことになる両民族の対立を概観

<sup>3)</sup> この時期を言語ナショナリズムという観点から分析した研究に, K. M. de Silva, *Managing Ethnic Tensions in Multi-Ethnic Societies: Sri Lanka 1880-1985* (Lanham: University Press of America, 1986), の PART II (The Triumph of Linguistic Nationalism c 1951-1972)。

する。さらに第4節では、両民族の言語ナショナリズムを宥和させるために制定された「タミル語(特別規定)法(the Tamil Language(Special Provision)Act、No. 28 of 1958)」とその結果について考察を加える。そして最後に、シンハラ・オンリー政策に着目しながらスリランカ独立後のわずか10年程の期間に生じた社会変容の特徴について言及し、本稿を締め括る。

# 第1節 FP のシンハラ・オンリー政策反対運動と シンハラ人のそれへの反応

本節では、まず、第3回総選挙におけるFPの躍進状況を概観する。次に、FPが第3回総選挙以降にどのような方針を掲げてシンハラ・オンリー政策に反対していったのかを検討し、FPが実施したシンハラ・オンリー政策反対運動にシンハラ人がどのように反応したのかをみていくこととする。そしてさらに、第3回総選挙後に制定された公用語法の特徴と、公用語法成立後のFPの活動について考察することとしたい。

## (1) 第3回総選挙における FP の躍進とその背景

1949年12月に結成された FP は,第 1 回全国党大会(1951年)で採択された 決議において,その活動目的を以下のように定めていた。「セイロンの国家連合枠組み(the framework of a Federal Union of Ceylon)の内部に言語を基礎とするタミル人自治州(the autonomous Tamil linguistic state)を創設し,セイロンで タミル語を話す人々(Tamil-speaking people)の自由を獲得すること」,である。そして FP は,そのような自治州を,セイロン島における「タミル語を話す人々」の連帯から生まれる力を結集することによって実現しようとしていた。 実際にも FP は,1952年と1956年の総選挙においては上述のような目標を選挙

<sup>4)</sup> 第1回全国党大会決議における FP の主張については、以下を参照。Rohan Edrisinha, Mario Gomez, V. T. Thamilmalan and Asanga Welikala (eds.), *Power-Sharing in Sri Lanka: Constitutional and Political Documents*, 1926-2008 (Colombo: Centre for Policy Alternatives, 2008), pp. 212-5. 拙稿「スリランカ:連邦党の結成とタミル・ナショナリズム――1956年の総選挙までを中心に――」(『京都学園法学』 2010年第2号,2011年1月),17-32頁。

綱領に掲げ、主にセイロン島の北部州と東部州における選挙活動を活発に行ったのであった。

しかし  $\mathrm{FP}$  は、タミル語を話す人々からの支持を十分に獲得することができなかったため、第2回総選挙(1952年)ではタミル人会議(Tamil Congress、TC)に勝利することができなかった。TC は、セルワナーヤガムが  $\mathrm{FP}$  を結成する前に所属していたスリランカ・タミル人の政党であり、スリランカ・タミル人からの支持を  $\mathrm{FP}$  と奪い合うライバルの政党であった。TC は、スリランカ・タミル人の利益を守るためには多数派であるシンハラ人との協力こそが重要になると主張しており、自治州の創設を要求する  $\mathrm{FP}$  に比べれば遙かに穏健な主張を繰り広げる政党であった。しかし、第2回の総選挙では、そのようなTC が立候補者7名のうち4名を当選させることができたのに対し、 $\mathrm{FP}$  は立候補者7名のうち2名しか当選させることができなかった。この時点では、 $\mathrm{FP}$  の主張に耳を傾ける者は少なかったのである。

FP を取り巻くこのような状況が変化し始めるのは、SLFP が1955年9月に シンハラ・オンリー政策を党是に掲げて党勢を拡大し始め、さらに、そのよう

<sup>5)</sup> A. Jeyaratnam Wilson, S. J. V. Chelvanayakam and the Crisis of Sri Lankan Tamil Nationalism, 1947-77 (London: C. Hurst & Co., 1994), pp. 74-7.

<sup>6)</sup> とりわけ難しかったのは、母語はタミル語であものの、信仰するイスラームの方にアイデンティティの帰属先をおいているスリランカ・ムスリムからの支持を確保することであった。 Ambalavanar Sivarajah, *The Federal Party of Sri Lanka* (Colombo: Kumaran Book House, 2007), p. 16.

<sup>7)</sup> TC は、スリランカ独立以降の政治においてスリランカ・タミル人を率いてきた政党である。 セルワナーヤガムが TC を離党して FP を結成した理由については、以下を参照。拙稿「スリランカ:連邦党の結成とタミル・ナショナリズム」、2-17頁。

<sup>8)</sup> TC のリーダーであった G・G・ポンナンバラム (Ganapathipillai Gangesar Pnnambalam) は 「タミル人の未来は多数派コミュニティの善意 (goodwill) と協力に依存している」と考えており、シンハラ人との応答的協力 (responsive cooperation) を重視していた。Sivarajah, Federal Party of Sri Lanka. p. 8.

<sup>9)</sup> 北部州では、UNP と TC の得票率を合わせると40%であったのに対し、FP はわずか27%であった。東部州では、UNP の得票率だけでも40%であったのに対し、FP はわずか 4 %であった。William Howard Wriggins, *Ceylon: Dilemmas of a New Nation* (Princeton: Princeton University Press, 1960), p. 146.

<sup>10)</sup> ただし、この時点では、SLFP のシンハラ・オンリー政策では「北部州および東部州における タミル語の合理的な利用」を認める旨がうたわれていた。Neil De Votta, *Blowback: Linguistic Nationalism, Institutional Decay, and Ethnic Conflict in Sri Lanka* (Stanford: Stanford University Press, 2004), p. 63.

な SLFP に遅れをとることを恐れた UNP が、1956年2月にシンハラ・オン リー政策を採用することを宣言して以降のことであった。SLFPと UNPの動 きに呼応するかのようにして、これまで TC を支持してきた中産階級に属する スリランカ・タミル人(国家公務員、地方公務員、英語教育を受けた知識人など)の なかから FP の支持者に転じる者が増えていったのである。 むろん スリラン カ・タミル人の公務員が FP の支持者に転じたのにはもっともな理由がある。 シンハラ語だけが公用語に定められることによって最も大きな損害を被るのは、 シンハラ語を話せないことによって公務員職を追われることになる.スリラン カ・タミル人公務員だったからである。そのような支持層の拡大は北部州と東 部州の外部でも活発に進み、結果的に FP は、それまでの FP 支持者であった **貧困層のスリランカ・タミル人(小規模農民. 学校教師など)のみならず、中産** 階級のスリランカ・タミル人までをも自らの支持層に取り込むことになった。 FP がスリランカ・タミル人に対して説き続けてきた「多数派シンハラ人によ る支配の脅威 | が. SLFP と UNP というシンハラ人を主体とする 2 つの政党 がシンハラ・オンリー政策を採用したことによって、現実のものとして意識さ れるようになったのであった。

第3回総選挙におけるFPの躍進の度合いについて、第2回総選挙の結果と

<sup>11)</sup> UNP がシンハラ・オンリー政策を採用したことがきっかけとなり、UNP との協力関係をスリランカ独立以来重視し続けてきた TC が、UNP との協力を取りやめることになった。また、UNP 所属のタミル人国会議員も UNP を離党することになった。なお、第2回総選挙(1952年)に当選したスリランカ・タミル人国会議員は13名であり、その所属先は UNP2名、SLFP0名、TC4名、FP2名、無所属5名であった。Ambalavanar Sivarajah, Politics of Tamil Nationalism in Sri Lanha (New Delhi: South Asian Publishers, 1996), p. 51, Table VII.

<sup>12)</sup> Ibid., p. 45.

<sup>13)</sup> 実際、1964年3月には、シンハラ語で職務を遂行できないタミル人に対して強制的な退職措置が執行されたのであった。Krishan Gopal, Nationalism in Sri Lanka (Delhi: Kalinga Publishers, 2000), p. 117.

<sup>14)</sup> Sivarajah, Federal Party of Sri Lanka, p. 17.

<sup>15)</sup> なお、スリランカ・ムスリムで組織される2つの政治団体、すなわち全セイロン・ムスリム同盟 (All Ceylon Muslim League) と全セイロン・ムーア協会 (All Ceylon Moor Association) は、タミル語と英語に対する十分な配慮がなされることを条件に、1955年11月半ば頃までにはシンハラ・オンリー政策を受け入れることを決定していた。De Votta, op. cit., p. 59. スリランカ・ムスリムは、タミル語を母語とするイスラームである。スリランカ・ムスリムについて詳しくは、抽稿『スリランカ・ムスリム――その特徴と政治的スタンス』(『京都学園法学』2012年第2号、2013年2月)を参照。

比較しながら簡単に確認しておこう。北部州(9選挙区)において FP は,第 2 回総選挙では 2 議席しか確保できなかったのに対し,第 3 回総選挙では 6 議席を確保した。東部州(7選挙区)において FP は,第 2 回総選挙では 1 議席も確保できなかったのに対し,第 3 回総選挙では 4 議席を確保することができた。全体としてみると FP は,14人の候補者をたて,10議席を確保したのであった。他方で FP 以外からのスリランカ・タミル人の立候補者をみると,第 3 回総選挙では,TC の指導者である G・G・ポンナンバラム(Ganapathipillai Gangaser Ponnambalam)と無所属で立候補した 2 名を除くすべての候補者が落選していた。スリランカ独立後のスリランカ・タミル人政治をリードしてきたTC は,第 2 回総選挙では 7 人の候補者を立てて 4 議席を確保していたにもかかわらず,第 3 回総選挙ではポンナンバラム 1 人しか候補者を擁立できず,かろうじてその 1 議席を確保しただけであった。TC の凋落ぶりは,10議席を得た FP の躍進ぶりに比べると火をみるよりも明らかであった。この第 3 回総選挙を通じて FP は,名実ともにスリランカ・タミル人を代表する政党の座についたのであった。

第3回総選挙は、TCよりもタミル民族色の強いFPが躍進を遂げたという 意味においても、はスリランカの戦後政治史におけるひとつの転換点であった。

# (2) 第3回総選挙後における FP の活動方針――非暴力不服従運動――

第3回総選挙の後、FP はどのような方針を掲げてシンハラ・オンリー政策に反対していったのであろうか。すでにみたように、FP の活動目的は、「セイロン連邦国家の枠組みのなかにタミル言語自治州を創設すること」(1951年決議)であった。そのような党の設立目的に即してみれば、シンハラ・オンリー

<sup>16)</sup> Wriggins, op. cit., p. 364.

<sup>17)</sup> *Ibid.*, p. 147. なお, FP に所属しないスリランカ・タミル人政治家は、ポンナンバラムを筆頭に、「連邦制を採用することは南部に居住しているタミル人にとって好ましくない事態をもたらすことになる | と批判していた。De Votta. ob. cit., p. 81.

<sup>18)</sup> 北部州では、FP だけで47%の得票率、東部州では FP だけで33%の得票率であり、前回選挙とは雲泥の差であった。Wriggins, *op. cit.*, p. 147.

政策に反対し、シンハラ語と対等の権利をタミル語に勝ち取ることは、党の存在意義そのものにも深く関わるものであった。そして、この目的を実現するために FP が重視したのが、以下の3つの活動方針である。第1に、国会内部で政治的交渉を行うこと、第2に、国会外部でガンディー主義的な非暴力不服従運動(サティーアグラハ [satyagraha])を実施することにより、タミル語を軽視することの不当性をアピールすること、第3に、政権党との直接交渉を通じた平和的・立憲的な問題の解決を追求すること、である。

これらの活動方針のうち第1のものは、国会において圧倒的少数派でしかありえないタミル人にとって、効果的な方法にはなりえないものであった。第3回総選挙後における国会議員数を民族別にみると、総議員数95名のうち、シンハラ人75名、スリランカ・タミル人12名、スリランカ・ムスリム7名、その他1名であった。しかも、第3回総選挙以降の公用語法案の審議過程では、国会審議が「多数派シンハラ人による民主的専制政治」とでもいうべき様相を呈するようになったため、国会内部における政治的交渉を通じてシンハラ人政治家からの妥協を引き出すことは事実上不可能になっていた。その結果 FP は、第2の活動方針である国会外部におけるガンディー主義的な非暴力不服従運動を通じた不当性のアピール、あるいは、第3の活動方針である政権党との直接交渉を通じた平和的・立憲的な問題解決の追求という活動方針を重視するようになっていくのである。

ところで、以上の3つの活動方針はどれも穏健なものであるといえるが、そのような活動方針をFPが採用した理由としては、以下の2点を指摘することができる。第1に、FPの支持母体が中産階級に属するスリランカ・タミル人であったことである。中産階級のスリランカ・タミル人には非暴力的な運動を嫌う傾向があったため、そのような人々からの支持を維持するためには非暴力

A. Jeyaratnam Wilson, The Break-Up of Sri Lanka: The Sinhalese-Tamil Conflict (Honolulu: University of Hawaii Press, 1988), p. 105.

<sup>20)</sup> Sivarajah, Politics of Tamil Nationalism, p. 42, Table III.

<sup>21)</sup> Wilson, Break-Up of Sri Lanka, p. 105.

的な活動を実施する必要があった。第2に、FPのリーダーであったセルワナーヤガムが有していた道徳的態度とでもよぶべきものである。セルワナーヤガム自身は、シンハラ・オンリー政策に相対したときに採用できる方法には3つのものがあると考えていた。「革命を起こすこと」、「シンハラ人に屈服すること」、「非暴力不服従運動に取り組むこと」である。そして、これら3つの方法についてセルワナーヤガムは、「革命を起こすこと」は実現不可能かつ非道徳的な行為(immoral act)であるとして否定し、「シンハラ人に屈服すること」は道徳的な観点からみて卑屈に過ぎるから採用すべきではないと考えていた。つまりセルワナーヤガムは、残るひとつの方法である「非暴力不服従運動」、すなわちガンディーが、イギリスによる植民地支配に抵抗するためにインドで行ったような運動に取り組むべきだと結論づけたのであった。

これ以降 FP は、非暴力不服従運動にもとづくシンハラ・オンリー政策反対 運動を繰り広げることになる。

# (3) 初の非暴力不服従運動とその結末 --- 1956年の民族暴動 ----

(ア) ゴール・フェイス・グリーンにおける「座り込み抗議運動 |

FPが大規模な非暴力不服従運動を初めて実施したのは、1956年6月5日のことであった。この日は、スリランカ国会(下院)に公用語法案が上程される日であった。

非暴力不服従運動の会場となったコロンボ (Colombo) のゴール・フェイス・グリーン (Galle Face Green) と呼ばれる広場は、インド洋に面したスリランカ国会から南に300メートルほど下ったところにある。当初、セルワナーヤガムは、スリランカ国会の西出入口の階段で「座り込み抗議運動 (sit-in protest)」を実施するつもりであった。ところが、その旨をバンダーラナーヤ

<sup>22)</sup> Sivarajah, Federal Party of Sri Lanka, p. 41. なお本書は、この時期の FP の非暴力不服従活動について詳しい。

<sup>23)</sup> スリランカ国会は1982年に、コロンボから南東方向に15kmほどの所にあるスリ・ジャヤワルダナブラ・コッテ (Sri Jayewardenepura Kotte) に移転した。

カや下院議長に伝えたところ、国会審議の妨げになる可能性が高いこと、座り込みが暴力的な反発を招きかねないこと等の理由で却下されたため、ゴール・フェイス・グリーンで行うことになったのであった。

FP を非暴力不服従運動へと駆り立てたのは、第3回総選挙後の国会における公用語法案審議にみられた「偏向」であった。そこでは、MEP が選挙公約に掲げており、そしてまたスリランカ・タミル人が一縷の望みを託してもいた、「タミル語の合理的な使用」に関する条項(注9)参照)を公用語法案に盛り込むことさえもが否定される状況になっていた。たとえば国会内部では、公用語問題に関する過激な主張で知られた民族解放戦線(Jathika Vimukthi Peramuna, JVP [National Liberation Front])が、「タミル語の合理的な使用」を認めることに猛反対し、SLFPの古参のメンバーとともに国会の階段でハンガー・ストライキを実施するほどであった。また国会外部でも、バンダーラナーヤカの支持母体でもあった僧侶統一戦線(Eksath Bhikku Peramuna、EBP [United Bhikku Front])が猛烈な反対運動を繰り広げていた。そして、そのような国会内外からの圧力に屈したバンダーラナーヤカは、ついに「タミル語の合理的な使用」に関する条項を公用語法案に盛り込むことを断念してしまったのである。このことが、初の非暴力不服従運動を FP に実施させることになったのであった。FP による非暴力不服従運動は、6月5日の朝8時30分に開始された。これ

は、「公用語法案に反対する姿勢を示すために日没まで瞑想し、断食する」という趣旨のもとで行われた「座り込み抗議運動」であり、FPの指導者であるセルワナーヤガム、TCの指導者であるG・G・ポンナンバラム、無所属のスンタラリンガムなど、200人余りのタミル人が参加して行われた平和的な抗議

<sup>24)</sup> Sivarajah, Federal Party of Sri Lanka, p. 50.

<sup>25)</sup> このことは、スリランカ・タミル人にとっては極めて深刻な問題であった。なぜなら、UNP の選挙綱領には「タミル語の合理的な使用」に関わるような規定がなかったため、MEP の方が「タミル語の合理的な使用」を認める公用語法を作成してくるはずだと信じていたからである。 Robert Kearney, *Communalism and Language in the Politics of Ceylon* (Durham: Duke University Press, 1967), p. 84.

<sup>26)</sup> Sivarajah, Federal Party of Sri Lanka, p. 48. なお, この JVP は, 略称は同じであるが1970年 代初頭と1980年代末に内乱を起こした人民解放戦線(Janatha Vimukthi Peramuna [People's Liberation Front], IVP)とは異なる組織である。

活動であった。参加者のなかには「言語こそは生来の権利(Our Language Is Our Birthright)」と書かれたプラカードを掲げる者もいたが、これなどはタミル語に対する思いを見事に表現した言葉であっただろう。さらに北部州と東部州では、コロンボでの座り込みに連帯すべく、スリランカ・タミル人によるハータル(全面罷業)が実施されていた。

このような非暴力不服従運動に FP が打って出たことは、その後の FP の活動に対して 2 つの意味で大きな変化をもたらすものとなった。第1点は、これまで FP は北部州および東部州における活動をメインに据えていたのであるが、ゴール・フェイス・グリーンにおける座り込みをきっかけとして、セイロン島全域における非暴力不服従運動を繰り広げるようになったことである。しかし皮肉なことに、FP による非暴力不服従運動がシンハラ人地域でも活発に実施されるようになったことは、スリランカ・タミル人に対するシンハラ人の暴力的な反応を引き起こすことにもなってしまった。これが第2点である。つまり、座り込みが実施された1956年6月5日を境にして、セイロン島の全域で、シンハラ人とスリランカ・タミル人による民族暴動が頻発するようになってしまうのである。そのような民族暴動の最初の事例が、ゴール・フェイス・グリーンでの座り込みに対するシンハラ人の暴力行為がきっかけとなって始まった、1956年の民族暴動 (Ethnic Riot of 1956) である。

#### (イ) 1956年の民族暴動

ゴール・フェイス・グリーンにおけるタミル人の「座り込み抗議運動」が開始されると、おびただしい人数のシンハラ人が集まって来た。それらのシンハラ人は、タミル人を非難する言葉を浴びせかけながら座り込みをしているタミ

<sup>27)</sup> James Manor, The *Expedient Utopian: Bandaranaike and Ceylon* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), p. 261.

<sup>28)</sup> 座り込み抗議運動から1956年の民族暴動への展開については以下が詳しい。Sivarajah, Federal Party of Sri Lanka, pp. 47-52. De Votta, op. cit., pp. 82-5. Stanley Jeyaraja Tambiah, Leveling Crowds: Ethnonationalist Conflicts and Collective violence in South Asia (Barkley: University of California Press, 1996), pp. 82-94.

ル人を取り囲み、投石を加えたり、襲いかかって暴力をふるったりし始めた。10時頃には警察が警戒線を張って暴動を押さえ込もうとしたのであるが、シンハラ人暴徒による投石はいっこうに止む気配がみられなかった。そのため FPは、警察からのアドバイスを受け入れて午後1時30分頃に座り込みを中止することを余儀なくされたのであった。シンハラ人暴徒の目的は、タミル人による抗議運動を粉砕することにあったようである。

ところがシンハラ人暴徒による暴力行為は、その翌日にも収まることがなかった。翌6月6日になると、コロンボの商業地区であるペター(Pettah)においてタミル人が経営する店舗に対する略奪や放火が行われたり、コロンボ・フォート駅において通勤途上のタミル人がシンハラ人によって暴行されたりするようになったのである。コロンボでは、5日と6日の2日間で43の店舗が略奪を受け、87人が負傷し、113人が逮捕されたとされている。しかし、そのような暴力行為は、数日後にはさらに東部州にまで波及してしまうのである。

東部州は、シンハラ人、スリランカ・タミル人、スリランカ・ムスリムの3 民族が複雑に混住する地域が数多く存在していたため、他の州よりも民族間の 不和が顕在化しやすい地域であった。そのような東部州の州都バッティカロア (Batticaloa) では、スリランカ・タミル人による1万人規模のデモが行われ、 その際の警察の発砲によって2名の死者が出たとされている。また、アンパー ラ県(Ampara District)のガル・オヤ(Gal Oya)入植地では、民族暴動による 被害がとりわけ甚大なものとなった。大規模な潅漑プロジェクトにもとづく入 植政策が実施されていたガル・オヤでは、シンハラ人の入植者が急激に増加し ており、シンハラ人とスリランカ・タミル人の対立が昂じやすい状況にあった。 そのため、入植地にいるスリランカ・タミル人に対するシンハラ人による組織

<sup>29)</sup> なおセルワナーヤガムは、座り込み抗議運動がシンハラ人暴徒に襲撃された際にタミル人が暴力的な反応を示さなかったことに満足していたといわれている。Wilson, *Break-Up of Sri Lanka*, n 108

Stanley Jeyaraja Tambiah, Buddhism Betrayed?: Religion, Politics, and Violence in Sri Lanka (Chicago: University of Chicago Press, 1992), p. 47.

<sup>31)</sup> Manor, op. cit., pp. 261-2.

的な暴力行為が数日間にわたって行われ、100人以上ものスリランカ・タミル人が死亡、数百人が非難を余儀なくされたといわれている。ガル・オヤのような入植地で最も甚大な被害が発生したことは、入植政策がシンハラ人とスリランカ・タミル人の間の対立を生み出すひとつの要因になっていることを伺わせるものであった(入植政策については後述)。

1956年の民族暴動は、独立後のスリランカにおける最初の民族暴動であった。 死亡者の人数については諸説あるが、スリランカ政府は24名(シンハラ人14名、 タミル人10名、不明2名)、ジャーナリストのウィタッチ(Tarzie Vittachi)は150 34) 人超としている。

#### (4) 公用語法の成立

公用語法案の上程と同時に始まった1956年の民族暴動は、公用語法案が審議される全期間にわたって継続した。しかし、そのような民族暴動の最中にも、公用語法案の審議は中断されることがなかった。公用語法案は6月15日には下院を通過(賛成票66,反対票29)し、さらに翌7月6日には上院を通過(賛成票19,反対票6)して成立してしまったのである。成立した公用語法には、「タミル語の合理的な使用」に関する条項は含まれていなかった。では、シンハラ人とスリランカ・タミル人の対立を決定づけ、いうなればスリランカを内戦へと誘うことになる公用語法とは、どのようなものだったのであろうか。その内容を概観しておきたい。

<sup>32)</sup> Ibid., p. 262.

<sup>33)</sup> De Votta, op. cit., p. 234. Note, 39.

<sup>34)</sup> Tarzie Vittachi, Emergency '58: The Story of the Ceylon Race Riots (London: Andre Deusch, 1958), p. 20.

<sup>35) 1947</sup>年に制定されたソウルベリー憲法 (Soulbury Constitution) のもとでは、スリランカ国会は上院 (Senate) と下院 (House of Representatives) から構成されていた。上院議員の任期は6年で、定数30名のうち半数は下院議員による秘密投票で選ばれ、残る半数は首相の助言のもとに総督 (Governer General) によって任命された。上院に与えられていた権限は、下院が提出した法案の成立を、審議が不十分だと思われる場合に遅らせることだけであった(最長でも1年だけ)。なお上院は、新しい憲法が1972年に制定されたことにともない廃止された。

<sup>36)</sup> 研究書によって、見出しの付け方などが若干異なっている。ここでは、以下から引用。 Kearney, *op. cit.*, p. 143, Appendix I.

スリランカ:2つの言語ナショナリズムの対立(松田)

36)

公用語法の条文は、以下のとおりである。

#### 公用語法(1956年第33号)

シンハラ語をセイロン唯一の公用語に指定するとともに経過的な条文を定める ことを可能にするための法律 (受諾:1956年7月7日)

#### 「略 称]

1 この法律は、公用語法(1956年第33号)と引用される。

#### [シンハラ語は唯一の公用語である。]

2 シンハラ語は、セイロンにおける唯一の公用語である。

ただし、この法律が発効すると同時にシンハラ語だけをすべての公用目的のために使用し始めることが不可能であると大臣が考える場合には、シンハラ語、あるいは以前に公用目的のために使用されてきた言語については、1960年12月31日以前であれば、必要とされる改革ができる限り早期に発効するまでの間はそのまま用いられるものとする。また、そのような改革が行政命令によって発効できないようであれば、そのような改革を発効させるための施行細則がこの法律のもとで作成される。

#### 「施行細則 (regulations)]

- 3(1) 大臣は、この法律にもとづく、すべての事項に関する施行細則、一般的にはこの法律の原則と条文を発効させることを目的とした施行細則を作成する。
  - (2) 第1項のもとで作成される施行細則も、それが上院と下院によって承認され、かつ、その承認が官報で告示されるまでは効力を生じない。

以上のような条文で構成される公用語法は、「シンハラ語を公用語に定める」という第1条の部分だけをみれば、極めて簡潔な法律であった。しかし、その他の部分、すなわち第2条の但し書きの部分と第3条においては、タミル語や英語が公用語として使用されているという現状を考慮に入れたうえで、そのような現状と折り合いをつけるための特別な施行細則の作成の必要性が言及

されている。評価が分かれるところではあるが、その意味においては公用語法は、「タミル語の合理的な使用」を認める余地を何とかして残そうとする画策の跡がみられる法律になっているともいえる。デ・シルワ(K. M. de Silva)によれば、バンダーラナーヤカは、第2条の但し書きに示された1960年12月31日までの期間を、公用語法をスリランカ・タミル人に受け入れてもらえるような方向に修正するための期間として利用するつもりだったようである。また実際にも、これ以降のスリランカ政治においては、この余地を現実化するための政治的交渉がセルワナーヤガムとバンダーラナーヤカを中心に実施されていくのである。

むろん、この法案をめぐる審議の過程では、シンハラ人国会議員とスリランカ・タミル人国会議員の間で激しいやり取りが交わされていた。両者の意見をまとめてみれば、スリランカ・タミル人が「公用語法は、タミル語とスリランカ・タミル人とをスリランカから根絶することになる」と主張して反対する一方で、シンハラ人は「両言語を対等に扱えば、シンハラ人に対する抑圧と、この国からのシンハラ人の完全な消滅に繋がることになる」として公用語法の正当性を主張していた。多数派であるシンハラ人も少数派であるスリランカ・タミル人も、ともに同化による消滅の脅威を前面に押し立てて議論をしていたわけである。しかしながらスリランカ・タミル人にとっての脅威には、シンハラ人がスリランカ・タミル人に対する差別的な立法を今後も行い続けるのではないか、公用語法の制定はそのような差別的立法措置の始まりを告げるものに過ぎないのではないか、という恐怖心もあった。

<sup>37)</sup> 同様の意見に、Wriggins, op. cit., p. 364.。

<sup>38)</sup> K. M. de Silva, "Ethnicity, Language and Politics: The Making of Sri Lanka's Official Language Act No. 33 of 1956," in K. M. de Silva, *Sri Lanka's Troubled Inheritance* (Kandy: international Centre for Ethnic Studies, 2007), p. 229.

<sup>39)</sup> De Votta, op. cit., p. 86.

<sup>40)</sup> このような「消滅に対する恐怖心」(fear of extinction) については、ホロヴィッツが以下で論 じている。Donald L. Horowitz, Ethnic Group in Conflict [Second Edition] (Berkeley: University of California Press, 2000), pp. 175-8.

<sup>41)</sup> 本稿では論じられないが、そのような心配が杞憂のものではなかったことは、1960年代と70年 代の展開をみれば明らかであった。なお、デ・ウォッタは、スリランカ・タミル人が感じていた

では FP は、公用語法の成立という事態にどのように対応していったのであ ろうか。

#### (5) 公用語法の成立に対する FP の対応

公用語法の成立という事態に直面した FP は、ゴール・フェイス・グリーンにおける座り込み抗議運動よりもさらに大規模な非暴力不服従運動を実施することで、バンダーラナーヤカに揺さぶりをかけようとした。東部州のトリンコマリー(Trincomalee)で8月19日に開催される FP の党大会に参加する者に対して、トリンコマリーまで各人の居住地から徒歩で来るという、パダ・ヤトラ (pada yatra [march on foot]) への参加を求めたのである。

パダ・ヤトラの目的は、以下の4つであった。第1に、FPの活動目的を達成しようとするスリランカ・タミル人の強い決意を表現すること。第2に、FPのメッセージをタミル語を話す人々が住むあらゆる地域に届け、人々を非暴力不服従運動に動員すること。第3に、タミル語を話す人々をFPの活動目的を達成するために結束させ、統制のとれた非暴力不服従運動を実施できるように鍛えること。そして第4に、スリランカ・タミル人が同じ民族に所属しているということを実感させること、である。基本的には、スリランカ・タミル人を結束させること、非暴力不服従運動に平和的に参加できるようにスリランカ・タミル人をトレーニングすることが求められていたといえる。パダ・ヤトラによるトリンコマリーまでの行進はFP所属の国会議員によって先導され、要所要所の町々において開催された集会では、FPの活動目的およびスリランカ政府に抵抗しなければならない理由についての説明がなされることになった。

脅威として次の3点を挙げている。第1に、シンハラ語が公用語になることによってタミル語を母語とするスリランカ・タミル人が公務員職に就職できなくなること。第2に、シンハラ人に同化されてしまうこと。第3に、タミル人の文化が失われてしまうこと、である。De Votta, op. cit., pp. 86-7.

<sup>42)</sup> Sivarajah, Federal Party of Sri Lanka, p. 53.

<sup>43)</sup> Wilson, *Break-Up of Sri Lanka*, p. 109. これは恐らく,ガンディーが1930年にイギリス植民 地政府に抗議して実施した非暴力不服従運動である,「塩の行進」に倣ったものであろう。塩の 行進については,たとえば以下を参照。辛島昇編『南アジア史』(山川出版社,2004年),396-400頁。

その後、パダ・ヤトラを経て開催された1956年の党大会において FP は、以下の 4 点を求める決議を採択した。第 1 に、連邦制を採用した憲法を制定し、最大限の自治権を享受できるような、ひとつもしくは複数のタミル言語自治州を創設すること。第 2 に、唯一の公用語に定められたシンハラ語との完全な対等性を、タミル語に与えること。第 3 に、国籍法を改正してインド・タミル人に国籍を付与し直すこと。第 4 に、タミル語を話す者が居住してきた地域に対するシンハラ人の入植を早急に取りやめること、である。第 1 決議は FP 結党以来の主張であり、第 2 決議は、それにさらにシンハラ語公用語法の成立に対する抗議の意を追加したものだといえるだろう。第 3 決議は、セルワナーヤガムが TC を離党して FP を結成するきっかけとなった、インド・タミル人の処遇の問題に関する要求である。そして第 4 決議は、1956年の民族暴動におけるガル・オヤ入植地での凄惨な被害の背景的な要因ともなった、入植問題に対する批判である。

そして、この党大会において FP は、以上の決議をスリランカ政府に突き付けたうえで、さらに次のような警告を発したのであった。すなわち、「首相とセイロン議会がセイロン連邦国家(a Federal Union for Ceylon)を実現するために必要とされる手続きを1957年8月20日までにとらない場合、FP は、かかる目的を達成するために非暴力的手段にもとづく直接行動を実施する」との警告である。セルワナーヤガムは、バンダーラナーヤカが何らかの妥協案を1年以内に示さない限り、セイロン島全域での大規模な非暴力不服従運動を実施することをバンダーラナーヤカに通告したのであった。

この「最後通牒」に対するバンダーラナーヤカからの応答が、次にみるバン ダーラナーヤカ = セルワナーヤガム協定である。

<sup>44)</sup> Kearney, op. cit., p. 95.

<sup>45)</sup> インド・タミル人の国籍問題については、拙稿「スリランカ:連邦党の結成とタミル・ナショナリズム」、2-17頁を参照。

<sup>46)</sup> A. Jeyaratnam Wilson, Sri Lankan Tamil Nationalism: Its Origin and Development in the 19th and 20th Centuries (London: C. Hurst & Co., 2000), p. 85.

# 第2節 バンダーラナーヤカ = セルワナーヤガム協定 —— 宥和の試み——

バンダーラナーヤカは当初、FPによる非暴力不服従運動の予告について、あまり関心を示していなかった。ところが、FPが実施を予定している非暴力不服従運動に対するスリランカ・タミル人の支持が高まっていき、さらに、そのための準備が着実に進んでいくと、バンダーラナーヤカとセルワナーヤガムによる直接対話を求める気運が強くなっていった。その結果、バンダーラナーヤカも FPの要求に沿った交渉を実施することに同意することとなり、1957年4月末からの数回の会談を経た7月26日に、バンダーラナーヤカ=セルワナーヤガム協定(the Bandaranaike=Chelvanayakam Pact、BC Pact)が締結されることになったのである。ゴール・フェイス・グリーンでの座り込み抗議運動の場合とは異なり、パダ・ヤトラに始まる非暴力不服従運動は、BC 協定の締結という形で実を結んだのであった。そして、この協定の成立をみた FP のセルワナーヤガムは、非暴力不服従運動の中止を宣言したのであった。

以下. 本節では. BC協定の概要についてみていくこととしたい。

(1) バンダーラナーヤカ=セルワナーヤガム協定 (BC 協定) の概要 BC 協定の構成はいささか分かりにくいものの, 基本的には2つの声明 (statement) からなる文書といえるだろう。

第1の声明は、「首相と FP の間で交わされた合意に関する一般的原則に関する声明」(以下、一般的原則に関する声明)と名付けられたものである。この声明では、バンダーラナーヤカと FP の立場には相容れないところが多分に残されていることが述べられたうえで、それにもかかわらず首相の立場を維持しな

<sup>47)</sup> BC協定は、スリランカの戦後政治史に関する研究書の多くに付録として添付されている。しかしながら、研究書によって引用が微妙に異なっているなどして紛らわしいところがある。ここでは、以下の研究書に収録されたものに依拠している。Kearney, op. cit., pp. 144-6, Appendix II.

がらも FP の要求を拒絶しないですむような調停が追求された結果,地域評議会 (Regional Councils) とタミル語の地位についての妥協が図られれうことになった旨が記されている。第2の声明は「地域評議会に関する首相と FP 代表による共同声明」(以下,地域評議会に関する共同声明)」と名付けられたものであり,そこでは地方自治機関である地域評議会の設置に関する基本方針が詳細に記されている。以下,それぞれの声明について詳しくみておこう。

第1声明である「一般原則に関する声明」において、まず目につくのは、首相と FP の相容れない立場を両立させるための「言い訳」が列挙されていることである。いわく、「FP の代表は、増大する傾向にあり、かつ緊張を生み出してきた見解の相違を調停するために努力し、一連の会談を首相と行ってきた」。しかし、「いくつかの FP の主張に首相が同意することが不可能であることが明らかとなった」。しかも、「首相は、連邦制憲法や地域自治制度の設計、あるいは公用語法を廃止するためのいかなるステップについても議論をする立場にはない」ので、「FP が、自身の基本的な原則と目的とを放棄することにならないようにしながら調整を施すことが出来るのかどうか、ということが問題となる」といった具合である。そして、そのうえで第1の声明では、そうであるにもかかわらず BC 協定によってなんとか合意するに至った公用語と地方自治の問題について、前者に関してはこの「一般原則に関する声明」(第1声明)で説明されることが、後者に関しては「地域評議会に関する共同声明」(第2声明)で説明されることが述べられている。

さらに「一般原則に関する声明」(第1声明)についてみていこう。この声明において公用語問題が具体的にどのように定められていたのかをみると、以下のようになる。まず、「シンハラ語とタミル語の対等性(parity)を要求する」という FP の主張と、「シンハラ語だけの公用語化を推進してきた首相には公用語法を廃止することが不可能である」という事情とを考慮に入れる必要性が示される。そのうえで、タミル語をセイロンにおける民族的少数派(a national minority of Ceylon)の国民語(a national language)として認知すること、北部州および東部州における行政用言語をタミル語と定めるような立法措置18(18)

(legislation)を講ずること、さらに、北部州および東部州においてタミル語を話さない人々のための規定(provision)を設けることが、両者の合意事項として記されている。つまり BC 協定は、公用語の問題に関する限りは極めて現実主義的な妥協を行ったものであったといえるだろう。あるいは、公用語法の第2条および第3条で定められていた内容の立法化を目指したものであるともいえるだろう。

次に、第2声明である「地域評議会に関する共同声明」についてみておこう。地域評議会については、「一般原則に関する声明」(第1声明)において、「FPが考えている問題のいくつかを合理的に満足させることができるような条項を、政府の『地域評議会法案(the draft Regional Councils Bill)』に加えることができるかどうかを検討する旨が提案された」と述べられていた。ここで言及されている「地域評議会法案」は、BC協定が交わされる前年にバンダーラナーヤカが構想していた法案である。よって、「一般原則に関する声明」に記されたこの部分は、地域評議会法案にもとづいて政府が推進する予定であった地域自治の枠組みを FP の要求を取り入れることによって修正し、もって首相と FP との妥協を図ろうとするものであったといえる。

「地域評議会に関する共同声明」では、具体的には以下の8点が定められていた。

<sup>48) 「</sup>一般原則に関する表明」(第1声明)では、インド・タミル人の国籍問題に関する検討を早急に開始することについての合意がなされたことも記されていた。しかしながら、この合意が「議論を開始することに関する合意」であったことからインド・タミル人の国籍問題の解決が後回しにされたという批判がなされることがある。この点についてウィルソンは、インド・タミル人 政党である セイロン 労働 者会議 (Ceylon Workers Congress) の議長トンダマーン (Saumiamoorthy Thondaman, 1913-99) から「トンダマーンがバンダーラナーヤカと直に交渉できるようにして欲しい」との依頼があったため、セルワナーヤガムが BC 協定の協議の場でインド・タミル人問題について詳しく論じることを控えたのであった、と説明している。A. Jeyaratnam Wilson, S. J. V. Chelvanayakam, p. 86.

<sup>49)</sup> BC 協定締結前のセルワナーヤガムは、憲法ではなく一般法に依拠するだけの地域評議会の設置については批判的であった。De Votta, op. cit., p. 103. それゆえにセルワナーヤガムが、第2声明に示されたような、一般法である「地域評議会法案」にもとづいた地域評議会の設置を認めたことには誤解を生む余地もあった。しかしながらセルワナーヤガムは、BC 協定を「一時的な調整(interim adjustment)」としか呼んでおらず、BC 協定を連邦制実現のための第一歩でしかないとみなしていた。地域評議会の設置で満足していたのではなかったのである。Wilson, S. J. V. Chelvanayakam, p. 86.

- (A)「地域評議会法案」のなかで、地域 (regional areas) の定義がなされること。
- (B) 北部州はひとつの地域を構成するが、東部州は2つもしくはそれ以上 の地域に分割されることもありうること。
- (C) 州境を超えた2つもしくはそれ以上の地域の統合を可能にするような 規定,および,議会の承認にもとづいてひとつの地域を分割することを 可能にするような条項を制定すること。
- (D) 地域評議会議員 (Regional Councillor) を住民による直接選挙によって 選出するための規定を設けること。
- (E) 国会が地域評議会に権限を委譲し、国会がそれらの権限を制定法に明 記すること。なお、それらの権限には、農業、協同組合、土地および土 地開発、入植、教育、保健、産業、漁業、住宅、社会サービス、電気、 水道、道路が含まれる。
- (F) 入植政策に関しては、土地が譲渡される者、および入植政策に携わる者を選考する権限は、地域評議会に属する。
- (G) 地方自治大臣 (the Minister of Local Government) に与えられている地域評議会に関する権限について、必要であれば国会に権限を与えるように見直すこと。
- (H) 中央政府は、定額交付金を地域評議会に交付すること、ならびに、地域評議会は徴税と借り入れの権利を有すること。

上記の8点はいずれも、地域評議会法案の修正方針を示すものであった。もしも、これらの修正を取り入れた地域評議会が設置されていれば、スリランカ・タミル人居住地域である北部州および東部州の自治権は、かなりの程度、強化されたであろう。事実、FPの指導者は、BC協定を連邦制国家の基礎を

<sup>50)</sup> この点についてセルワナーヤガムは、北部州と東部州からなる単一のスリランカ・タミル人自 治地域が形成されなければ偏狭な地域エゴが発生するのではないかと恐れていた。Wilson, S. J. V. Chelvanayakam, pp. 86-7.

生み出すものとして高く評価していたのである。

さて、以上みてきたように、BC協定は、基本的には北部州と東部州におけるタミル語の使用を公に認めたうえで、その2つの州における自治権をスリランカ・タミル人の要求に沿って強化しようとするものであった。バンダーラナーヤカも、公用語問題に関する現実的で穏健かつ正常な解決策は「タミル語の合理的な使用」を認めるような地域評議会を設置することであると考えており、スリランカ・タミル人の不満を和らげるためには連邦制国家に近い国家体制への移行が必要であると考えていた。その意味においてもBC協定は、公用語と自治権の問題に関するFPの要求に対するバンダーラナーヤカの大幅な譲歩によって成立したものであり、極めて現実主義的な妥協の産物であったわけである。

#### (2) 入植政策への反発とその背景

#### (ア) 入植政策の概要と問題点

第2声明の(F)で言及されている入植政策については、さらに詳しくみておく必要がある。なぜなら入植政策は、シンハラ人に対するスリランカ・タミル人の反感を増幅させる役割を果たしてきたものだからである。ただし、入植政策について考える際には、セイロン島の気候区分とスリランカの古代史についての知識が前提として必要になる。以下、この2つの点について順に説明したうえで、入植政策の問題点について考えてみることとしたい。

気候区分についてみると、セイロン島は、モンスーンによってもたらされる

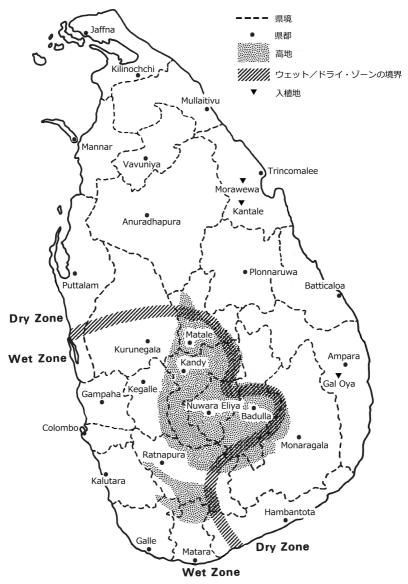
<sup>51)</sup> 地方分権については、この後にもたびたび議論が繰り返されては失敗を繰り返すことになる。 これ以降の地方分権に関する議論については、以下を参照。K. M. de Silva, "Decentralization and Regionalism in the Management of Sri Lanka's Ethnic Conflict," in Paul A. Groves (ed.), Economic Development and Social Change in Sri Lanka: A Spatial and Policy Analysis (New Delhi; Manohar Publishers, 1996).

<sup>52)</sup> De Votta, op. cit., p. 77.

<sup>53)</sup> Kenneth D. Bush, The Intra-Group Dimensions of Ethnic Conflict in Sri Lanka: Learning to Read between the Lines (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003), p. 94.

<sup>54)</sup> たとえば以下が参考になる。足立明「風土と農業」杉本良男編『もっと知りたいスリランカ』 (弘文堂, 1987年)。

#### 地図 ウェット/ドライ・ゾーンの境界、県境と県都、入植地



出典: Tissa Fernand and Robert N. Kearny (eds.), Modern Sri Lanka: A Society in Trasition (Syracuse: Syracuse University, 1979), p. 3, Map 1. 1. をもとに筆者作成。

年間降雨量の違いから、3つの地域に分けられている。南西部の湿潤地域(ウェット・ゾーン)、中央部の中央高地地域、北部・東部・南東部の乾燥地域(ドライ・ゾーン)である。単純化していえば、これらの地域のうち湿潤地域にはシンハラ人が、中央高地地域にはインド・タミル人が、乾燥地域にはスリランカ・タミル人が集住している(地図参照)。なお、南東部にはスリランカ・ムスリムも集住している。

次に、これらの気候区分とスリランカ古代史との関係についてみると、以下 のようになる。上記3地域のうち、セイロン島の面積の4分の3を占める北 部・東部・南東部の乾燥地域は、巨大な潅漑施設の建設によって5. 6世紀頃 から高度な稲作文明が発達し、古代シンハラ文明の舞台となっていた。しかし ながら、これらの稲作文明が灌漑施設の老朽化によって13世紀頃に衰退すると、 古代シンハラ文明の中心はセイロン島南西部の湿潤地域(コロンボやキャンディ 方面)に移ることになる。そして、そのようにしてシンハラ人が移動していっ た後の乾燥地域には、新たにスリランカ・タミル人が移住してきた。しかしそ れらのスリランカ・タミル人も、やがてはセイロン島北部のジャフナ (Jaffna) 半島や東部の海岸地域へと再移動していくことになる。その結果セ イロン島では、シンハラ人が主としてセイロン島南西地域に、スリランカ・タ ミル人が主としてセイロン島北部地域と東部地域に居住するようになり、内陸 部に広がる乾燥地域がシンハラ人とスリランカ・タミル人を相互に隔てる自然 の境界線として機能することになった。そして、この自然の境界線を破壊する のが、イギリス植民地期の末期に開始される入植政策なのである。つまり入植 政策は、シンハラ人とスリランカ・タミル人の自然発生的な「棲み分け」を崩 壊させることになるわけである。

<sup>55)</sup> なお、スリランカ古代史における、シンハラ人とスリランカ・タミル人の移動をめぐる確執については諸説あり、シンハラ人とスリランカ・タミル人とでは見解が異なることが多い。たとえば、先住していたのはどの民族なのか、シンハラ人が移動したのは自然環境の変化によるものなのかスリランカ・タミル人による侵略のためなのか、といった論点についてである。そして、以上のようなスリランカ古代史における民族移動に関する見解の相違は、スリランカ・タミル人の先住性が基礎となって主張されるタミル・ホームランドの歴史的正当性を認めるか否かという問題にも直結してしまうため、案外と重要な論点になってしまうのである。

入植政策が開始されたのは、シンハラ人政治家であるD・S・セーナナーヤカ(Don Stephen Senanayake)が、イギリス植民地支配下の立法組織であった国家評議会(State Council)を率いていた時代のことである。最初の入植者は、1935年に制定された「土地開発令(the Land Development Ordinance)」にもとづき、1939年に乾燥地域に入植したとされている。入植政策は、乾燥地帯に大規模な潅漑設備を築いて入植地を建設するというものであるが、公的な目的としては、人口稠密地域の人口増加圧力を緩和すること、農産物の国内生産を増加させることが挙げられていた。しかし実際には、入植政策を推進する際には南西部の湿潤地帯における土地不足・人口過密・失業問題を解決することが意識されていたため、南西部に居住するシンハラ人をスリランカ・タミル人が多数居住している乾燥地帯に優先的に入植させるようにもなっていた。

有名な入植地には、ガル・オヤ入植計画にもとづいて開拓された東部州アンパーラ県、カンタレー(Kantale)入植計画やモラウェワ(Morawewa)入植計画にもとづいて開拓された東部州トリンコマリー県があるが、いずれの地域においても、シンハラ人の入植による人口比率の変動が顕著であった。たとえば、アンパーラ県とバッティカロア県においては、シンハラ人人口が5.9%(1946年)から17.7%(1971年)に増加する一方で、スリランカ・タミル人人口は50.3%から46.4%に低下していた(スリランカ・ムスリムの人口は42.2%から35.1%に低下)。トリンコマリー県の場合も同様で、シンハラ人人口が20.6%(1946年)から28.8%(1971年)に増加し、スリランカ・タミル人人口は44.5%

<sup>56)</sup> Patrick Peebles, "Colonization and Ethnic Conflict in the Dry Zone in Sri Lanka," Journal of Asian Studies. Vol. 49. No. 1, 1990, p. 37.

<sup>57)</sup> Chelvadurai Manogaran, "Tamil Districts: Traditional Homelands, Colonization, and Agricultural Development," in Chelvadurai Manogaran, *Ethnic Conflict and Reconciliation in Sri Lanka* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1987), p. 90. なお、スリランカでは米の無料配給を実施していたため、米を増産することが求められていた。この点については、拙稿「構造調整と基本的人間ニーズ:スリランカの事例」(『神戸法学雑誌』第47巻第1号、1997年)参照。

<sup>58)</sup> Manogaran, op. cit., p. 90.

Asoka Bandarage, The Separatist Conflict in Sri Lanka: Terrorism, Ethnicity and Political Economy (New York: Routledge, 2009), p. 47.

<sup>60)</sup> アンパーラ県は、1960年にバッティカロア県から分離する形で新設された県であるため、アンパーラ県に該当する地域だけを対象とする1946年の数値は存在していない。それゆえここでは、アンパーラ県とバッティカロア県の人口を合わせた数値を用いて比較している。

から38.2%に低下していた(スリランカ・ムスリムの人口は30.5%から32%に増加)。また北部州(入植地にならなかったジャフナ半島を除く)と東部州の人口増加率(1953-81年)をみると、同期間のスリランカ全体の人口増加率が85%であったのに対し、上記2州全体の増加率は126%であった。しかもその内訳をみると、スリランカ・タミル人の増加率が105%であったのに対して、シンハラ人の増加率は358%にも及んでいた。シンハラ人の増加率が異常に大きいことが分かるだろう。

以上のような民族別人口構成比の変化がスリランカ・タミル人にとって意味するのは、次のようなことである。シンハラ人の人口構成比が大きくなれば、当然のことながらスリランカ・タミル人の人口構成比は小さくなる。それは、スリランカ・タミル人がそれまで多数派であったがゆえに有してきた、その地域における選挙に際しての数の上での優位性を弱めることになる。その結果スリランカ・タミル人は、それまで多数派を占めてきた地域においてでさえもスリランカ・タミル人の政治家を選出することが困難になり、スリランカ・タミル人の主張を国政に反映させることが難しくなってしまう。つまりスリランカ・タミル人からすれば、入植政策は、北部州および東部州におけるシンハラ人人口を増加させることによってスリランカ・タミル人を少数派に追い込もうとする政策以外の何物でもない、ということになるわけである。

<sup>61)</sup> 田中雅一「スリランカの民族紛争――その背景と解釈――」岡本幸治・木村雅昭編著『紛争地 域現代史3 南アジア』(同文館, 1994年), 280頁。

<sup>62)</sup> Wilson, Break-Up of Sri Lanka, p. 37. 田中, 前掲論文。

<sup>63)</sup> なお、入植政策が重要な論点となる理由は、現在のスリランカ・タミル人集住地域が「タミル・ホームランド」と呼びうるほどにスリランカ・タミル人の集住地域であり続けてきたのか、という問題に繋がるからでもある。もしも当該地域が長期にわたってスリランカ・タミル人の集住地域であり続けたとすれば、そのような事実自体が、FPによる「自治権要求」に対して一定程度の正当性を与えることにもなる。そうなれば、FPが主張する北部州と東部州における「タミル言語自治州」の創設も、あるいは、タミル・イーラム解放のトラ(Liberation Tigers of Tamil Eelam、LTTE)が主張するタミル・イーラム国の建国も、それなりの正当性をもつことになる。ただしシンハラ人は、北部州(特にジャフナ)でのスリランカ・タミル人の歴史的集住性は認めるものの、東部州でのそれについては認めないことが多い。

以上のようなスリランカ・タミル人の歴史的集住性に対する評価の違いは、東部州における入 植政策についての両民族の評価の違いを生じさせることになる。スリランカ・タミル人の主張を 肯定する場合には、入植政策はシンハラ人によるタミル・ホームランドの基盤を切り崩すための 政策である、との評価が可能になされることになる。逆に、スリランカ・タミル人の主張を否定

たとえば先にふれたガル・オヤ入植地は、スリランカ独立後に最も大規模な 入植政策が急速に実施された地域であったため、シンハラ人からもスリラン カ・タミル人からも入植政策の象徴的な事例として意識されていた。それはつ まり両民族が、ガル・オヤ入植地を民族対立の最前線として意識していたとい うことでもある。それゆえにこそ、1956年の民族暴動における最も残虐な行為 がガル・オヤで発生した背景には、実は以上のような理由があるのである。

#### (イ) 地域評議会の設置と入植政策の関係

さて、BC協定における入植政策への言及部分に戻っておこう。BC協定の第2声明では、「(F) 入植政策に関しては、土地が譲渡される者、および入植政策に携わる者を選考する権限は、地域評議会に属する」と記されていた。入植政策の問題点に関する上記の説明からも分かるように、この記述は、入植の対象となる地域に設置される地域評議会に、入植する者の選別のみならず入植政策の実施そのものを委ねることを求めたものである。むろん、BC協定に示されたそのようなFPの要求の背景には、当該地域に居住しているスリランカ・タミル人貧困層を優先的に入植させるべきであるとの主張、あるいは、シンハラ人の入植を抑制してこれ以上の人口構成比の変動を防ぎたいという意図の双方が存在していた。

そもそも FP は、第1回党大会決議において、タミル言語自治州の設置を求める一方で入植政策に対する厳しい批判も合わせて行っていた。そのような FP の姿勢の背景には、入植政策による人口構成比の変動を防ぎたいという意 図から来る要請が、多分に働いていたように思える。なぜなら、タミル言語自治州の設置を要求するためには、その設置対象地である北部州と東部州においては「タミル語を話す人々」が多数派を占め続けていなければならないからで

する場合には、入植政策が実施される地域には誰も居住していなかった、あるいは、シンハラ人居住地域であったから入植しても問題はないという評価がなされることになる。以上については、たとえば、Peebles、ob. cit. を参照。

<sup>64)</sup> de Silva, Managing Ethnic Tensions, p. 188.

<sup>65)</sup> 拙稿「スリランカ:連邦党の結成とタミル・ナショナリズム | 18-9 頁を参照。

ある。そしてそのような状態を維持するためには、入植政策を取り仕切る権限を有した地方自治機関を設置することが、不可欠であった。それなくしては、シンハラ人の入植を制限することが出来なくなるからである。第1回党大会決議においては、そのような地方自治機関は連邦制度下に設置される言語自治州政府であった。それがBC協定においては、地域評議会になった。よって地域評議会の設置は、単なる地方自治の強化のためだけでなく、北部州と東部州におけるスリランカ・タミル人の多数派性、あるいはスリランカ・タミル人が集住している「タミル人の故郷(Tamil Homeland)」の存在を守るために必要とされていたものでもあるのである。その意味において、BC協定における地域評議会の設置に関する部分は、公用語問題に関する部分に負けず劣らずに重要な部分といえるものであった。

では、BC協定締結後のスリランカ政治は、どのように展開していったのであろうか。

## 第3節 BC協定締結後の展開---1958年暴動へ---

BC協定の締結により、第3回総選挙以来のシンハラ人とスリランカ・タミル人の緊張が緩和され、両者の歩み寄りが促進されると期待された。BC協定の締結を高く評価したFPは、予定されていた非暴力不服従運動の中止を決定しており、そこには明らかに、歩み寄りの兆しがあった。他方でバンダーラナーヤカも、BC協定が両民族を融和させる切り札になることを期待していた。バンダーラナーヤカはBC協定を、過度な譲歩をスリランカ・タミル人に強要せずにすませつつ、他方でシンハラ人に対しては、加熱し過ぎたシンハラ・オンリー主義を自制するための最善の機会を提供するものだと評価していた。「タミル語の合理的な使用」を認める旨の譲歩を行ったとはいえ、そのような

<sup>66)</sup> 注49) で論じたように、セルワナーヤガム自身は、地域評議会の設置を連邦制実現への第1歩とみなしていた。そうであるとすれば、BC協定を締結する際には地域評議会の設置で妥協をし、その後にさらに連邦制度の実現を求めようとしていたという説明がより説得的なものになるだろう。

<sup>67)</sup> De Votta, op. cit., p. 106.

譲歩を行う余地は公用語法に残されていたのであり、さしたる問題にはならないはずであった。そして実際にも、シンハラ人集住地域においてもスリランカ・タミル人集住地域においても、BC協定に対する一般の人々の反応はおおむね好意的なものであった。

ところが、BC協定およびそれを締結したバンダーラナーヤカに対する厳しい批判は、バンダーラナーヤカ自身が属するシンハラ人の側から巻き起こるようになるのである。野党 UNPに属するシンハラ人国会議員、MEPの支持者であったシンハラ仏教ナショナリスト等による批判である。以下、本節では、BC協定締結後の展開をみていくこととするが、最初に検討するのはシンハラ人による BC協定反対運動の展開についてである。そのうえで、シンハラ語とタミル語の双方を巡って実施された両民族の文字運動(反 Sri 運動)を概観し、さらに、その運動の延長線上に発生した1958年の民族暴動(Ethnic Riot of 1958)について検討を加えることとしたい。

### (1) シンハラ人による BC 協定反対運動

#### (ア) UNP による反対運動

野党に転落していた UNP は、BC 協定に対する反対運動を第3回総選挙で奪われたシンハラ人からの支持を SLFP から取り戻すための手段として利用し、バンダーラナーヤカに対する猛烈な批判を繰り広げていった。UNP は、BC 協定の締結直後からその撤回を求めていくのであるが、その際の基本的な論理構成は、以下のような実に明快なものであった。すなわち、もしもタミル

<sup>68)</sup> Manor, op. cit., p. 271. Bradman Weerakoon, Rendering Unto Caesar: A Fascinating Story of One Man's Tenure under Prime Ministers and Presidents of Sri Lanka (Colombo: Vijitha Yapa, 2004), p. 41.

<sup>69)</sup> BC協定に対しては、スリランカ・タミル人国会議員からの強い批判もあった。たとえば TC のポンナンバラムは、「セイロン島全域で、平等と摩厳と自尊心をもってシンハラ人とともに生きていくという、タミル人にとっての大切な基本的権利に対する惨めかつ完全な降伏である」と批判し、「今や FP は、地域版のアパルトヘイトを容認したのだ」と言い切った。急進派スリランカ・タミル人政治家のスンタラリンガムは、BC協定を「タミル人の大義に対する最も卑しむべき条件付きの降伏」と呼び、「タミル人指導者およびその追従者は、自らの過去の歴史への、自らの言語への、自らの文化への、そして自らの自尊心への裏切り者になるであろう」という批判を行った。De Votta, op. cit., pp. 104-5.

語を北部州および東部州における公用語にするのであれば、シンハラ語は唯一の公用語ではないことになる。もしもそうであるならば、BC協定は公用語法を実質的に反故にするものにあたるのではないか、である。第3回総選挙でUNPが掲げた「シンハラ語だけの公用語化」、いいかえるならば「タミル語の合理的な使用の否定」にこだわり続けていたUNPからすれば、シンハラ語以外を公用語に定めるかのようなBC協定は唾棄すべきものだったわけである。

UNP による BC 協定反対運動の先頭に立ったのは、UNP 党首であり第 2 代 首相でもあったダッドレイ・セーナナーヤカ(Dudley Senanayake)と、そのダッドレイとライバル関係にあった  $J \cdot R \cdot$  ジャヤワルダナ(Junius Richard Jayewardene)であった。

第3回総選挙でUNPを率いたコテラーワラ(John Kotelawala)に代わってUNPの党首となったダッドレイは、第3回総選挙の敗因を、シンハラ語と仏教に対する訴えかけが有する有権者動員力を評価し損ねていたことに求めていた。そのようなダッドレイにとってBC協定は、第3回総選挙における敗因を払拭してバンダーラナーヤカに再戦を挑むうえで、またとない機会を提供するものであった。BC協定に関してダッドレイが特に問題視したのは、「地域評議会の設置」や「タミル語の合理的な使用」を認める際に暗黙の前提となっている、北部州および東部州をセイロン島の他の地域から切り離すことを厭わない姿勢であった。ダッドレイはスリランカの一体性を損ねるような措置を徹底

<sup>70)</sup> De Votta, op. cit., p. 107.

<sup>71) 1958</sup>年3月に採択した新しい党綱領において UNP は、シンハラ・オンリー政策を維持しつつも、タミル語の合理的な使用については立法措置をもって対応すべきであるとした。ただし、その場合には、北部州と東部州だけを特別扱いするのでなく、あくまでもセイロン島全域を対象に実施すべきであるとしていた。なぜならば、BC協定のように北部州と東部州を特別扱いすることは、「シンハラ人とスリランカ・タミル人の間に取り除くことの出来ない分断を招くだけでなく、民族別国家を建設するきっかけを提供することになるだろう」と考えていたからである。Kearney、op. cit.、pp. 117-8. なお、ここで論じている BC協定反対運動の時点では、まだ新しい綱領は採択されておらず、第3回総選挙時の方針を踏襲することが前提とされている。

<sup>72)</sup> Ibid., p. 117.

<sup>73)</sup> *Ibid.*, p. 118. BC協定の入植政策に関する部分についてダッドレイは、FPの主張に沿ってシンハラ人の入植を停止することは北部州と東部州をスリランカ・タミル人の占有地域にするに等しい、として批判していた。ダッドレイは、入植政策の創始者である D·S・セーナナーヤカの息子であり、父親が首相になった後に入植政策の実施を引き継いだ人物でもあった。*Ibid.*, pp. 118-9.

的に嫌悪しており、シンハラ人集住地域とスリランカ・タミル人集住地域の間の「境界線」を公認するかのようなBC協定を許容することができなかったのである。それゆえダッドレイは、「BC協定は、地域評議会制度という名のもとにセイロンの民族的分断を招くものであり、首相による背信行為である」と批判し、さらに付け加えて、「そのようなBC協定の実施を自らの命を賭けてでも阻止する用意がある」と訴えたのであった。

他方でジャヤワルダナは、BC協定を「シンハラ人に対する裏切り(betrayal of the Sinhalese)」であると批判し、コロンボからキャンディ(Kandy)の仏歯寺(Dalada Maligama [the Temple of the Tooth])までのデモ行進を実施(1957年10月3-7日)してBC協定の不当性を広くアピールしようとした。仏歯寺は、仏陀の歯(右の犬歯)が収められているというシンハラ仏教最高の聖地であり、シンハラ人国会議員が自らの仏教徒としての正当性を示すために時として政治的に「利用」される寺院でもあった。ジャヤワルダナもまた、シンハラ人を動員するためにシンハラ仏教を政治的に利用したわけである。コロンボを10月3日早朝に出発したデモ行進には、数百名のシンハラ人が参加したとされ、随行したトラックの荷台には読経を続けるシンハラ人仏教僧が鎮座していたという。そして最終的に仏歯寺に到着したジャヤワルダナ達は、シンハラ仏教界の最高位にあるマルワッタ寺院(Malvatta Chapter)とアスギリヤ寺院(Asgiriya Chapter)のマハーナーヤカ(Mahanayaka Thero [Chief Monk])に祭事を執り行ってもらい、御仏が BC協定を破棄してくれるようにと祈りを捧げたのであった。

以上のようなダッドレイとジャヤワルダナの行動の背景には、UNP内部における権力闘争の影響があったとされている。当時、UNP内部では、ダッド

<sup>74)</sup> De Votta, op. cit., p. 107.

<sup>75)</sup> そのような主張を繰り広げたジャヤワルダナであるが、公用語法案の審議過程ではシンハラ語とタミル語を対等に扱うことが望ましいとしたうえで、もしもシンハラ語だけを公用語にするのであれば、それは「内戦の種をまくことになるだろう」と主張していたようである。*Ibid.*, p. 108.

<sup>76)</sup> Manor, op. cit., pp. 270-2.

<sup>77)</sup> この2つの寺院は、キャンディの仏歯寺を隔年で管理する任を負っている。

レイとジャヤワルダナが党首の座をめぐって争っており、このことが両者の扇動的な言辞と行為とを高めることになったのである。それに対しバンダーラナーヤカは、BC協定反対運動に直面しながらもシンハラ人居住地域を頻繁に訪問して、BC協定への理解を求め続けていた。バンダーラナーヤカの集会には、時として数十万ににも及ぶバンダーラナーヤカへの賛同者が詰めかけたようである。なお、このような、政権党にある者が民族対立の融和に努める一方で野党がコミュナルな感情に訴えて政権党の弱体化を図るという光景は、これ以降のスリランカ政治においても頻繁に限にする光景になっていく。

# (イ) MEP 支持者からの反対――シンハラ人仏教僧――

BC 協定反対運動を行ったのは、野党 UNP に所属する国会議員だけではない。第3回総選挙で MEP の支持母体となったシンハラ仏教ナショナリストも、BC 協定に反対していた。しかも、これらのシンハラ仏教ナショナリストの方が、UNP よりも厳しい批判をバンダーラナーヤカに投げつけていた。

第3回総選挙においてシンハラ仏教ナショナリストがバンダーラナーヤカを 熱狂的に支持した理由は、シンハラ仏教ナショナリスト達が、バンダーラナー ヤカが提唱したシンハラ・オンリー政策にシンハラ仏教の復興の可能性を感じ 取ったからである。ただし、そのあたりの事情を理解するためには、スリラン カ独立後のシンハラ仏教界の動きについて知っておく必要がある。まず簡単に、 その点について論じておくこととしよう。

シンハラ仏教ナショナリストは、植民地支配期にシンハラ仏教がキリスト教によって虐げられてきたことを問題視していた。その結果シンハラ仏教ナショナリストは、独立後のスリランカで重要なことはシンハラ仏教の地位を向上させることである。との見解を抱くようになっていた。そのようなシンハラ仏教

<sup>78)</sup> De Votta, op. cit., p. 106.

<sup>79)</sup> Manor, op. cit., p. 273.

<sup>80)</sup> Tambiah, Buddhism Betrayed?, p. 48. このような状況を評して,「政党間ショービニズム」という表現がよく用いられる。

ナショナリストの見解を鮮明に著した書籍として有名なのは、スリランカ独立 前後に相次いで発表された 3 冊の書籍、すなわち『仏教僧の遺産(The Heritage of the Bhikkhu)』(1946年)、『寺院の反乱(The Revolt in the Temple)』 (1953年)、『仏教への背信(The Betrayal of Buddhism)』(1956年)である。これらの書籍は皆、仏教(宗教)、シンハラ人(民族)、セイロン島(土地)の 3 つの要素を三位一体のものとして捉えており、「『仏教』の聖地である『セイロン島』の主人は仏教を信仰してきた『シンハラ人』以外にありえない」と主張するシンハラ仏教ナショナリズムの普及に大きく貢献することになった。

『寺院の反乱』は、シンハラ人仏教僧が果たすべき役割がスリランカ政治に存在していると主張していたために、シンハラ人仏教僧が政治に参加することを当然視する風潮を生み出すことになった。『仏教への背信』は、植民地支配期に西欧諸国によって導入されたミッション系学校教育を批判したうえで、ミッション系の学校に対する政府からの補助金を打ち切ること、政府からの補助金を受給する学校を国有化すべきであること等を要求していた。むろん、そのような要求の背後にあるのは、キリスト教に対するあからさまな敵意である。そして、この書籍によって広められたキリスト教に対する敵意は、第3回総選挙に UNP が惨敗するひとつの原因にもなったのであった。シンハラ人仏教徒によって、過度に西欧化(キリスト教化)された UNP がシンハラ仏教の理想からは程遠い政党だとみなされるようになってしまったからである。

さて、本題の、シンハラ・オンリー政策にシンハラ仏教ナショナリストが仏教復興の可能性を感じ取ったという点についてである。この点についていえば、第3回総選挙の実施年度が1956年であったということが大きく影響していた。

<sup>81)</sup> Walpola Rahula, The Heritage of the Bhikkhu: A Short History of the Bhikkhu in Educational, Cultural, Social, and Political Life (New York: Glove Press, 1974). D. C. Wijewardena, The Revolt in the Temple (Colombo: Sinha Publications, 1953). The Buddhist Commission of Inquiry, The Betrayal of Buddhism (Balangoda: Dharmavijaya Press, 1956).

<sup>82)</sup> Patrick Grant, Buddhism and Ethnic Conflict in Sri Lanka (New York: State University of New York Press), p. 59. 『仏教僧の遺産』については本書の第5章が詳しい。

<sup>83)</sup> Tambiah, Buddhism Betrayed?, p. 39. 『寺院の反乱』と『仏教への背信』については本書の第6章が詳しい。

<sup>84)</sup> Bush, op. cit., p. 95.

1956年は「ブッダ入滅2500年記念の年」(Buddha Jayanthi)にあたっており、シンハラ仏教に対する関心が非常に高まっていた年であった。それゆえにシンハラ人の間では、「新たな王が現れて仏教政治を打ち立てる」といった噂が飛び交うようにもなっていた。そして、そのような状況のもとに突如、シンハラ仏教文化の要でもあるシンハラ語をスリランカ唯一の公用語に定めると主張するバンダーラナーヤカが現れたのである。むろん、シンハラ仏教ナショナリストには、そのようなバンダーラナーヤカはシンハラ仏教を救ってくれる「救世主」に見えたことであろう。それゆえにこそ第3回総選挙において数多くのシンハラ仏教組織がバンダーラナーヤカを支持するようになり、MEPの圧倒的な勝利に貢献することになったのであった。ところが、救世主であるはずのバンダーラナーヤカが、こともあろうにBC協定を締結して「タミル語の合理的な使用」を認めてしまったのである。裏切られたと感じたシンハラ仏教ナショナリストがバンダーラナーヤカを猛烈に批判するのは、ある意味、当然のことでもあった。

BC 協定の締結から間もない8月初頭には、すでにシンハラ人仏教僧からの厳しい批判が行われるようになっていた。シンハラ人仏教僧で構成されるシンハラ民族協会(Sinhala Jatika Sangamaya [Sinhala National Association])は、BC協定が実施された場合にはスリランカに災難が降りかかる危険があるということを人々に警告し、BC協定が実施されないようにすべく同協会がシンハラ人を率いていくことを宣言した。バンダーラナーヤカの支持母体でもあった僧侶統一戦線(Eksath Bhikkhu Peramuna、EBP)は、「バンダーラナーヤカはシンハラ人の権利と先祖伝来の遺産とをタミル人に売り渡した」との猛烈な非難をバンダーラナーヤカに浴びせかけ、BC協定を破棄することを要求したうえで、もしもその要求が受け入れられない場合には非暴力不服従運動を実施するとの脅しをかけた。さらに、シンハラ仏教界の最高位に位置するマルワッタ寺院と

<sup>85)</sup> *Ibid.*, p. 95.

Urmila Phadnis, Religion and Politics in Sri Lanka (New Delhi: Manohar Book Service, 1976), p. 270.

<sup>87)</sup> De Votta, op. cit., p. 107.

アスギリヤ寺院のマハーナーヤカは、BC協定は「分離独立国家の形成に向かう第1歩である」との深い憂慮の念を示し、仏歯寺に集まって「タミル人独立国家の建設によってこの国が分裂しないようにするために、聖なる仏歯の御加護を懇願」することをシンハラ人に求めていた。つまり、シンハラ仏教界が一丸となって、BC協定反対運動を繰り広げるようになっていたわけである。

シンハラ人仏教僧団体による非暴力不服従運動は、シンハラ・オンリー政策に賛同するシンハラ人ナショナリストからなる政治団体との共同戦線のもとで行われた。そのような政治団体のひとつである、言語戦線(Bhasa Peramuna [Language Front]、BP)の指導者であり教育大臣でもあったダハナーヤカ(W. Dahanayake)は、BC協定を「シンハラ民族に対する裏切りである」と批判していた。BPは、MEPの一翼を担っていた政治団体である。つまり、バンダーラナーヤカのお膝元である MEP の内部からも厳しい批判が行われるようになっていたのである。

BC協定反対運動はその後も衰えることがなく、バンダーラナーヤカは、与党、野党、シンハラ仏教界からの批判にさらされて四面楚歌に近い状況に陥っていった。そして最終的にBC協定は、1958年4月9日にバンダーラナーヤカ自身によって破棄されてしまうのである。

#### (ウ) BC 協定の破棄

BC協定が破棄された4月9日は、500名近い人々がバンダーラナーヤカの 私邸の前で大規模な座り込みを行ってBC協定の撤回を迫るという、大規模の BC協定反対運動が実施された日であった。参加者の約半数を占めるシンハラ 人仏教僧は、バンダーラナーヤカがBC協定を撤回しない限り一歩たりとも動 かないと言い張っていた。バンダーラナーヤカは、シンハラ人仏教僧に対して

<sup>88)</sup> Phadnis, op. cit., p. 271.

<sup>89)</sup> Ibid., p. 270.

<sup>90)</sup> このあたりの事情については以下が詳しい。Manor. ob. cit., pp. 285-7.

<sup>91)</sup> Phadnis, op. cit., p. 271.

BC協定を破棄するつもりはない旨を伝え、帰るように促したのであるが、シンハラ人仏教僧はそのような説得を聞き入れなかった。

バンダーラナーヤカは、シンハラ人仏教僧を排除するために警察力を用いれば、それがどれだけ丁寧に行われたとしても、シンハラ人社会で永年に渡って尊敬されてきた仏教僧に対して残忍な行為を働いた人間であるとの批判に曝されるのではないかと恐れていた。他方でバンダーラナーヤカは、もしもBC協定を破棄すれば、スリランカ・タミル人の不信をさらに増大させることになるのではないか、強硬派シンハラ人仏教僧に弱い人物であるとの批判を被ることになるのではないかと恐れていた。しかし、そのような逡巡をした後にバンダーラナーヤカが下した結論は、BC協定を廃棄することであった。

バンダーラナーヤカは、シンハラ人仏教僧に取り囲まれるなかで BC 協定のコピーを破り裂き、仏教僧の求めに応じて BC 協定を破棄することを文書にしたため、さらにラジオ放送を通じて BC 協定を破棄することを公式に表明してしまったのである。シンハラ人仏教僧は、バンダーラナーヤカが BC 協定を破り捨てるのを拍手喝采で迎えたといわれている。むろん、BC 協定で言及されていた「地域評議会法案」も廃案の運命をたどることになった。つまりシンハラ人とスリランカ・タミル人の間に宥和をもたらそうとする試みは、完全に無に帰してしまったわけである。そして、このような事態に直面した FP は、大規模な非暴力不服従運動を実施することを BC 協定が破棄された翌日に決定し、

<sup>92)</sup> Lakshmanan Sabaratnam, Ethnic Attachments in Sri Lanka: Social Change & Cultural Continuity (New York: Palgrave, 2001), p. 182. Manor, op. cit., p. 286.

<sup>93)</sup> M. R. Narayan Swamy, *Tigers Of Lanka: From Boys to Guerrillas [8th edition]* (Colombo: Vijitha Yapa Publications, 2008), p. 12. なお、バンダーラナーヤカとセルワナーヤガムは、BC 協定が破棄される直前の 4 月 4 日に BC 協定の履行に関する協議を行い、それを平和理に終えていたという。Tambiah, *op. cit.*, p. 50. にもかかわらず BC 協定が破棄されたことにより、セルワナーヤガムは相当に強いショックを受けたようである。Wilson, S. J. V. Chelvanayakam, pp. 88-9.

<sup>94)</sup> シンハラ人仏教僧の指導者は、座り込みをやめて退去する際に、さらに以下の3点を要求したという。FPの活動を禁止すること、インド・タミル人のデモ参加者をインドに送り返すこと、公務員が用いる政府の公印からタミル文字の部分を削除すること、である。Manor, op. cit., p. 286

<sup>95)</sup> これと同様のことは、UNPのダッドレイと FPのセルワナーヤガムの間で1965年3月に締結されたセーナナーヤカ=セルワナーヤガム協定(Senanayake=Chelvanayakam Pact)の場合にも発生した。

さらに5月23日から25日にかけて、北部州のワウニヤ (Vavuniya) において党 960 大会を開催することを決定したのであった。

さて、以上のような顛末をたどった BC 協定について、サバラトナムは次のように述べている。「BC 協定の破綻をもたらしたのは、…交渉すること、および、妥協することは弱虫の証であるという思考様式であった。そのような思考様式は、その後もスリランカの民族間関係を支配するものとなり、暴力の激化と内戦とを招き寄せることになるのである」。そして、そのような暴力の激化は、次にみる反 Sri 運動と親 Sri 運動を経て、1958年の民族暴動に結実することになる。

#### (2) スリランカ・タミル人の反 Sri 運動とシンハラ人の親 Sri 運動

シンハラ人による BC 協定反対運動が盛んになるにつれて、スリランカ・タミル人は、そのようなシンハラ人の行動をスリランカ・タミル人に対する侮辱であると考えるようになっていった。そして、シンハラ人とスリランカ・タミル人の緊張関係が再び高まりつつあったそのような時期に、両民族の緊張がさらに煽られるような事件が発生したのであった。シンハラ文字の Sri が記されたナンバー・プレートを付けた国営バスが、スリランカ・タミル人集住地域である北部州と東部州に導入されるという事件である。

このような事件が発生した原因は、1957年12月に「自動車輸送に関する法令 (the Motor Transport Ordinance)」が制定されたことにある。この法律は、あらゆる自動車にシンハラ文字の Sri が記されたナンバー・プレートを装着することを義務づけるものであり、これまで英語で記されていた部分をシンハラ語に置き換えるという趣旨の法律であった。また、シンハラ語以外の文字が使用されたままである場合には罰則が課されることにもなっていた。むろん FP は、BC 協定の執行を念頭において北部州と東部州においてはタミル語の Sri を用

<sup>96)</sup> Manor, op. cit., p. 287.

<sup>97)</sup> Sabaratnam, op. cit., p. 182.

<sup>98)</sup> Phadnis, op. cit., p. 271.

いることができるように法律を修正するよう求めたのであるが、この求めはバッダーラナーヤカの拒否にあって実現されなかった。しかしながら、このようなバンダーラナーヤカの態度は、BC協定に記された「タミル語の合理的な使用」を否定するかのようにもとれるものであったため、BC協定は実施されないのではないかとの疑念をスリランカ・タミル人に抱かせることにもなった。そして、このような疑念のもとで FP の指導により実施されたのが、非暴力不服従運動の「反 Sri 運動(anti-Sri Campaign)」である。

1958年3月29日に開始された反 Sri 運動は、国営バスのナンバー・プレートに記されたシンハラ文字の Sri をタールを使って塗りつぶすという運動であった。1958年1月1日からセイロン島内のすべてのバス路線がセイロン交通局(Ceylon Transport Board)のもとに国営化されていたため、北部州と東部州を走るバスもすべて国営バスとなり、シンハラ語の Sri を冠したナンバー・プレートを装着しなくてはならなくなっていた。FP は、シンハラ文字を冠したナンバー・プレートを装着した国営バス40台が3月17日に北部州と東部州に導入されたことを受けて反 Sri 運動を実施することを決定し、29日には北部州のジャフナで、30日にはさらに東部州のバッティカロアにおいて、大規模な反Sri 運動を繰り広げたのである。

29日に実施された反 Sri 運動は、セルワナーヤガムが自動車のナンバー・プレートに記されたシンハラ文字の Sri をタミル文字の Sri に書き換えるというパフォーマンスによって開始された。反 Sri 運動の初日の参加者は FP の国会議員を含む500名ほどであったが、そこには TC のリーダーであるポンナンバラムも加わっていた。バッティカロアで実施された 2 日目の運動への参加者は、

Satchi Ponnambalam, Sri Lanka: The National Question and the Tamil Liberation Struggle (London: Zed Books, 1983), p. 112.

<sup>100)</sup> 反 Sri 運動については、たとえば以下を参照。Sivarajah, Federal Party of Sri Lanka, pp. 55-8. De Votta, op. cit., pp. 108-13.

<sup>101)</sup> FP は、運輸大臣の M・セーナナーヤカ(Maitripala Senanayake)から「自動車のナンバープレートの問題は、地域評議会の設置後にそこで議論されることになる」との説明を事前に受けていた。それゆえに、シンハラ文字の記された国営バスが北部州と東部州に導入されるとは予想もしていなかったようである。De Votta,  $op.\ cit.,\ p.\ 110.$ 

<sup>102)</sup> Sivarajah, Federal Party of Sri Lanka, p. 57.

一般のスリランカ・タミル人が多数参加したことにより、5000人近くにもなった。それらの参加者が、FPの国会議員に先導されながら、公共交通機関のナンバー・プレートに記されたシンハラ文字のSriをタールで塗りつぶして回ったのである。しかしながら、そのような盛り上がりを見せた反Sri運動も、4月初頭には収束に転じることになった。反Sri運動を指導していたFPの国会議員を含む150人程の参加者が、逮捕されてしまったからである

以上のような反 Sri 運動は、他方でシンハラ人による抗議運動、すなわち「親 Sri 運動(pro-Sri Campaign)」を引き起こすことにもなった。これは、シンハラ人仏教僧の活発な参加のもとで、シンハラ人居住地域において 3 月31日に開始された運動であった。具体的には、街中にみられる看板・標識・自動車・公共施設等に記されているあらゆるタミル語をタールで塗りつぶすという運動であった。親 Sri 運動がとりわけ活発に実施されたコロンボでは、わずか12時間程の間に市内のすべてのタミル文字が塗りつぶされてしまったということである。親 Sri 運動に参加したシンハラ人仏教僧の多くは、スリランカ・タミル人による反 Sri 運動を「シンハラ文字に対する運動ではなく、シンハラ人に対する運動である」と理解していたようである。なお、親 Sri 運動の標的とされることが多かったのは、タミル人が経営する店舗であった。

その後、親 Sri 運動は、徐々に暴動らしきものへと変化していき、走行中の自動車を停止させてその自動車にタールを塗りつける、タミル人とおぼしき通行人を見つけてタールで Sri と書き付ける、さらにはタミル人を襲撃するといった行為が目立つようになっていった。つまり、親 Sri 運動の対象が、看板等に書かれた「タミル文字」ではなく生身の「タミル人」へと変化していったのである。治安維持にあたっていた警察に対しては過剰な治安維持活動を控える

<sup>103)</sup> セルワナーヤガムが反 Sri 運動の終了を正式に宣言したのは4月8日のことであった。 Tambiah, op. cit., p. 50. しかし、自発的な活動を続けた者もいたようである。

<sup>104) 1</sup>週間の拘留の後にセルワナーヤガムが釈放されたとき、バッティカロアの人々は彼を英雄として迎えたそうである。Wilson, S. J. V. Chelvanayakam, p. 88.

<sup>105)</sup> Vittachi, op. cit., p. 25.

<sup>106)</sup> Gopal, Nationalism in Sri Lanka, p. 117.

<sup>107)</sup> De Votta, op. cit., p. 111. Manor, op. cit., p. 285. Tambiah, op. cit., p. 50.

<sup>108)</sup> 親 Sri 運動では、タミル人を威嚇するためにタミル人の住居の壁にシンハラ文字の Sri を書く

ようにとの指示が出されていたため、親 Sri 運動の参加者のなかには、政府は 109) 親 Sri 運動を黙認しているとの勘違いをするような者が出てくる始末であった。 そして、このような不穏な情勢のもとで翌 5 月の下旬に発生するのが、1958年 の民族暴動なのである。

#### (3) 1958年の民族暴動

BC 協定が破棄された後のコロンボでは、左翼政党の指導のもとで、大規模なストライキが幾度にも渡って実施されていた。一部のシンハラ人国会議員は、ストライキはタミル人の陰謀であるとの根も葉もない噂を広めていた。ストライキの参加者もそれを取り締まる側にいた警察も、ともに暴力的な行為に及んでおり、治安の悪化が止まらない状況になっていた。さらに5月10日から17日にかけては、EBPの主催のもとで、「FPの活動に対する抗議の意思を表明すべくタミル人とのいかなる商取引も停止する」という趣旨の「ボイコット・ウィーク」なる行事が実施されていた。そして、以上のような治安の不安定化を招く種々の活動の末に発生したのが、「1958年の民族暴動」であった。

1958年の民族暴動は、暴動自体の規模についてみても、暴動によって生じた被害の規模についてみても、1956年の民族暴動を遙かに上回る深刻なものであった。またそれは、シンハラ・オンリー政策に起因するシンハラ人とスリランカ・タミル人の間の民族対立が行き着いた、ひとつの到達点を示すものでもあった。以下では、この民族暴動について、3つの局面に分けたうえで詳しくみていくこととしたい。

ということも行われていた。ところが、その際に書かれたシンハラ文字の Sri は、1958年の民族暴動においては、タミル人の住居を見分けるための目印になってしまった。Wilson, *Tamil Nationalism*, p. 89. なお、親 Sri 運動に参加した者のなかには、シンハラ文字の Sri を書けないような非識字層のシンハラ人が数多く含まれていた。ウィッタチは、シンハラ語の優位性を主張していた者の多くはそのようなシンハラ人であったと述べている。 Vittachi, op. cit., p. 25.

<sup>109)</sup> Manor, op. cit., p. 285.

<sup>110)</sup> *Ibid.*, p. 287.

<sup>111)</sup> Phadnis, op. cit., p. 272.

<sup>112) 1958</sup>年の民族暴動について最も詳細に記録し分析を加えているのは、Vittachi, op. cit. である。また、それ以外の研究には、たとえば以下のものがある。Manor, op. cit., pp. 287-94. Tambiah, op. cit., pp. 51-7.

#### (ア) 第1局面:5月22-27日(東部地域での発生)

第1局面は、東部地域で民族暴動が発生・激化する、5月22日から27日にかけての期間である。東部地域で民族暴動が発生するきっかけとなったのは、北中部州(North Central Province)のポロンナルワ(Polonnaruwa)、および、東部州のバッティカロア近郊に位置するエラウール(Eravur)のそれぞれで発生した、2件の列車襲撃事件であった。この事件をきっかけとして1958年の民族暴動が開始され、やがてセイロン島全域に広まっていくことになる。

第1の列車襲撃事件は、5月22日の深夜に発生した。シンハラ人居住地域である北中部州ポロンナルワにおいて、FPの党大会が開催されるワウニヤに向かう列車が興奮した数百人のシンハラ人によって脱線させられ、乗客が襲われたのである。ワウニヤにおけるFPの党大会では、BC協定が破棄されたことを受けて実施されることになった非暴力不服従運動の方針が議論される予定であった。この列車襲撃事件では、FPの党大会に参加するスリランカ・タミル人を襲撃することが目的とされていたのであった。

第2の列車襲撃事件は、翌23日の夜に、スリランカ・タミル人居住地域である東部州のエラウールで発生した。列車が脱線したことにより3人の乗客が死亡し、脱線した列車に対する襲撃により多数が負傷した。乗客のほとんどはシンハラ人であったため、負傷者の多くもシンハラ人であった。この列車襲撃事件の実行犯が誰であるかについては諸説ある。タンバイア(Stanley Jeyaraja Tambiah)は「スリランカ・タミル人居住地域ではあるが、誰が実行したのか

<sup>113)</sup> この列車襲撃事件のきっかけとなったのは、「FP の党大会に集まるスリランカ・タミル人は、シンハラ人古代文明の聖地であるアヌラーダプラ(Anuradhapura)とポロンナルワを襲撃しようとしている」という噂が流布したことであった。アヌラーダプラは、ポロンナルワからワウニヤに行く途上にある町である。暴動においては様々な噂が暴動を激化させる要因となることが多いが、暴動における噂の役割を分析した以下の文献には、スリランカの民族暴動における噂の実例が収められている。Donald L. Horowitz, *The Deadly Ethnic Riot* (Berkeley: University of California Press, 2001), pp. 74-88.

<sup>114)</sup> シンハラ人暴徒は FP の党大会に向かうスリランカ・タミル人を待ち伏せしていたのであるが、乗車していたスリランカ・タミル人は皆、シンハラ人暴徒が待ち伏せしているとの知らせを受けてポロンナルワよりも前の駅で下車していた。ところがシンハラ人の乗客1人だけが降車しなかったため、ポロンナルワでシンハラ人暴徒に襲撃された乗客は、結果的にはそのシンハラ人の乗客1人だけであった。Vittachi, op. cit., p. 35.

<sup>115)</sup> Tambiah, op. cit., p. 51. Manor, op. cit., p. 288. Vittachi, op. cit., p. 36.

116

は不明である」としているが、他方でマナー(James Manor)は、「スリランカ・タミル人居住地域であること、および、当時のエラウールでスリランカ・タミル人による暴力行為が頻発していたことを考慮に入れると、前日の列車襲撃事件に対するスリランカ・タミル人による報復だとみる方が妥当だろう」としている。なおエラウールでは24日の夜に、自動車で移動中であったシンハラ人のセネウィラトナ(D. A. Seneviratne)が何者かに待ち伏せされて射殺されるという事件が発生した。前ヌワラエリヤ(Nuwara Eliya)市長であったセネウィラトナは、入植者(planter)であった。なお後述するように、後々のこの射殺事件の扱いが、1958年の民族暴動の展開を大きく左右することになる。

以上のような列車襲撃事件の後、ポロンナルワとエラウールは、そのまま争乱状態に陥っていった。まずポロンナルワでは、スリランカ・タミル人を標的とした、シンハラ人による暴行・略奪・レイプが行われるようになった。24日になると、ポロンナルワの主要な交差点において、自動車の乗客を引きずり降ろしてその乗客がスリランカ・タミル人である場合には暴行を加える、という事件が発生するようになった。24日の夕方には、1000人近くのシンハラ人暴徒がポロンナルワ駅を襲撃し、武装警察が介入するまでの間、暴行・破壊・略奪を行った。翌25日になるとポロンナルワの状況はさらに悪化し、日中であるにもかかわらず、スリランカ・タミル人に対する襲撃や略奪、スリランカ・タミル人の家屋や店舗に対する放火などが相次ぐようになった。そして、これらの暴力行為が頂点に達したのは、剣・ナイフ・棍棒等で武装したシンハラ人暴徒の一団がスリランカ・タミル人労働者の居住地域を襲撃し、女性と子どもを含むスリランカ・タミル人70人近くを殺害したときであった。このようなポロン

<sup>116)</sup> Tambiah, op. cit., p. 51.

<sup>117)</sup> Manor, op. cit., p. 288.

<sup>118)</sup> Vittachi, op. cit., p. 37. なお, タミル人の見分け方は, シンハラ語の発音をさせる, シンハラ語の新聞を読ませて説明させる, 仏典を暗唱させる, タミル人流の服の着方をチェックする, イヤリングの穴がないかどうかを確認する(対男性), などであった。Ibid., p. 54.

<sup>119)</sup> Tambiah, op. cit., p. 53.

<sup>120)</sup> Ibid., p. 53.

<sup>121)</sup> Manor, op. cit., p. 289.

<sup>122)</sup> Vittachi, op. cit., p. 40. Manor, op. cit., p. 289.

ナルワにおける民族暴動が沈静化したのは、26日の正午頃に到着した政府軍が機銃掃射をもってシンハラ人暴徒を一掃した後のことであった。鎮圧後に現場を訪れたポロンナルワ出身の国会議員は、その惨状を目の当たりにして「1956年のガル・オヤよりもひどい」と言ったという。

以上はポロンナルワにおける民族暴動についてであるが、エラウールの位置する東部州のバッティカロアにおいても、同様の民族暴動が発生していた。ただし、この場合には、ポロンナルワの場合とは逆に、スリランカ・タミル人が加害者でシンハラ人が被害者であった。シンハラ人に対するスリランカ・タミル人による報復という側面が強く出たからである。最も激しい民族暴動が生じたのはエラウールであった。エラウールを含むバッティカロア行政区全域では、56件の放火と11件の殺人が発生したとされているが、実際にはこの数字を遙かに上回る被害が出ていたともいわれている。

その後、東部地域における民族暴動が最終的に収束するのは、6月3日に戒厳令 (martial law) が敷かれてからのことになる。

# (イ) 第2局面:5月26-28日 (コロンボを含む南部地域への波及)

第2局面は、東部地域における民族暴動がコロンボを含むセイロン島南部のシンハラ人居住地域に波及する5月26日から28日にかけての期間である。民族暴動が波及したのは、クルネーガラ(Kurunegala)、カルータラ(Kalutara)、キャンディ(Kandy)、バドゥッラ(Badulla)、ゴール(Galle)、マータラ(Matara)、ウェリガマ(Weligama)といった町である。ただし、そのような民族暴動の波及は、バンダーラナーヤカが実施した不注意なラジオ演説によってもたらされたといわれることも多い。先にふれた、セネウィラトナ射殺事件に言及したラジオ演説である。

<sup>123)</sup> Vittachi, op. cit., p. 43.

<sup>124)</sup> Ibid., pp. 51-4.

<sup>125)</sup> Ibid., p. 51.

<sup>126)</sup> Ibid., p. 53.

民族暴動が東部地域以外に波及する危険性が高まったことを知ったバンダーラナーヤカは、26日の夕刻にスリランカ国民に向けてラジオ演説を行い、スリランカ政府がこの民族暴動に対して断固たる措置をとるつもりであることを告げていた。ところがその際にバンダーラナーヤカは、エラウールにおけるセネウィラトナ射殺事件に言及したうえで、シンハラ人であるセネウィラトナを民族暴動による最初の犠牲者に位置付けてしまったのであった。その結果、1958年の民族暴動の発端はセネウィラトナ射殺事件だということになり、それがスリランカ・タミル人居住地域で起きた事件であったためにその実行犯もスリランカ・タミル人だとされ、民族暴動の責任はスリランカ・タミル人にあるとの認識をシンハラ人のなかに醸成することになってしまったのである。つまりバンダーラナーヤカのラジオ演説は、タミル人に対するシンハラ人の「報復」を強めることになったわけである。それゆえ第2局面では、「シンハラ人によるタミル人への襲撃」といった側面が強く現れることになった。

さて、26日になると、セイロン島南部のシンハラ人居住地域においても民族暴動が発生するようになっていた。シンハラ人によるタミル人に対する襲撃や、タミル人の店舗に対する略奪が行われるようになったのである。とりわけコロンボでは、シンハラ人暴徒の一団による略奪や放火が行われたり、自動車やバスに乗っているタミル人を引きずり下ろして殴打するという事件が発生するようになった。タミル人に対する暴力行為がとりわけひどかったのは、比較的裕福なタミル人が多数居住するようになっていたコロンボ南方のラトマラナ(Ratmalana)であった。最終的にコロンボでは、民族暴動によって1万人近く

<sup>127)</sup> *Ibid.*, pp. 44–5. Manor, op. cit., p. 290.

<sup>128)</sup> セネウィラトナ射殺事件の犯人は、この時点では分かっていなかった。1958年の民族暴動が収 束した後の国会審議(6月4日)においてでさえ、セルワナーヤガムがセネウィラトナ射殺事件 は政治的暗殺なのか個人的対立による殺害なのか分からないとの疑問を呈していた程である。 Vittachi, op. cit., p. 45.

<sup>129)</sup> シンハラ人暴徒の口癖は、「セネウィラトナの殺害に対する復讐を」("Avenge the murder of Seneviratne") であった。*Ibid.*, p. 47.

<sup>130)</sup> Manor, op. cit., p. 289.

<sup>131)</sup> Tambiah, op. cit., p. 54.

<sup>132)</sup> Ibid...

ものタミル人が難民キャンプやセイロン島北部地域へ逃れざるを得なくなった。 コロンボの惨状を目の当たりにしたバンダーラナーヤカが事態の収拾に乗り 出したのは、東部州における民族暴動の発生からすでに5日が経過した、5月 27日のことであった。バンダーラナーヤカは総督(the Governor General)の グーナティラカ (Sir Oliver Goonetilleke) に対して非常事態宣言 (a state of emergency) の公布を求め、同日正午頃にセイロン島全域に対する非常事態官 言が公布されることになったのである。これにより、集会・行進・ストライキ の禁止. マスコミ報道への検閲の実施. 夕暮れから夜明けまでの外出禁止令 (dusk to dawn curfew) の発布が行われ、警察や軍に対しては起訴前拘留 (detention without charge) の権限などが付与されることになった。その後、夕 刻には陸海軍が動員されて非常事態宣言に従わないシンハラ人暴徒に対する発 砲を開始し、わずか2時間程の間でコロンボにおける民族暴動は鎮圧されたの であった。それに引き続いて南部地域における民族暴動も、翌28日にかけて収 束していくことになった。なお、非常事態宣言の公布にともない、シンハラ人 政党である民族解放戦線とスリランカ・タミル人政党である FP の双方が、暴 動を扇動したとの理由で活動停止を命じられることになった。その結果、セル

<sup>133)</sup> Wriggins, ob. cit., p. 268.

<sup>134)</sup> 非常事態宣言を公布する権限が総督にあったため、バンダーラナーヤカはその公布を総督に依頼する必要があった。また、非常事態宣言の公布によって、スリランカの統治権は事実上、総督に委譲されることになった。

<sup>135)</sup> Manor, op. cit., p. 290.

<sup>136)</sup> かなりの人数の死傷者をともなう暴力的な鎮圧が行われたようである。Vittachi, op. cit., pp. 55-8. またグーナティラカ総督も、「暴徒に対して発砲せよ」との命令を頻繁に発していたようである。Ibid., p. 70.

<sup>137) 1958</sup>年の民族暴動においては、治安維持活動に動員された警察や軍は民族的中立性を保ちながら民族暴動に加わった者に対処していた。シンハラ人であるとタミル人であるとに関係なく、暴徒には暴徒として厳しく対処していたのである。しかしながら1958年の民族暴動において発揮された警察や軍の民族的中立性は、これ以降の民族暴動においては徐々に失われることになる。Weerakoon, op. cit., p. 45. たとえば1958年の民族暴動に際しては、シンハラ人に選出されたバンダーラナーヤカ政権がそのシンハラ人に対して発砲したことに憤りを覚えるシンハラ人が多かった。そして、そのようなシンハラ人が、自然を事務や軍のなかにも存在していた。Vittachi, op. cit., p. 44. そのような慎りを覚えた警察や軍のシンハラ人が、これ以降の民族暴動ではシンハラ人暴徒の側に付くようになっていくのである。そのような傾向を助長したのは、シンハラ語だけの公用語化によって公務員である軍や警察に就職するタミル人が急速に減ってしまったことであった。

ワナーヤガムを含む FP の国会議員は、以後約4ヶ月の間、自宅やホテルに軟  $^{138)}$  禁されることになった。

ところで、非常事態宣言の公布要求へと至るバンダーラナーヤカの対応が遅くなった理由としてウィッタチは、バンダーラナーヤカは1953年8月にコロンボで行われた大規模ストライキの教訓を意識していたからではないか、と論じている。このストライキは、ダッドレイ政権を批判するために開始された後に徐々に暴動に転化していったものであったが、ダッドレイは非常事態宣言の公布を求め、最終的には軍隊を用いて鎮圧してしまったのであった。ところがその過程で9人余りの死傷者が出てしまったためにダッドレイに対する批判がさらに高まることとなり、ダッドレイは辞任を余儀なくされてしまったのである。この事件以来、スリランカでは、治安維持活動を実施することに対して極めて消極的なところがあり、1958年の民族暴動におけるバンダーラナーヤカの対応の遅れもそこに起因しているのではなないか、というわけである。

実際、3月末に実施された反 Sri 運動に際しては、治安維持活動に対するバンダーラナーヤカの指示が不明確であったことから、警察や軍隊には十分な治安維持活動ができなかったといわれている。また、4月に実施されたコロンボにおけるストライキに際しても、バンダーラナーヤカは、それが争乱に近い状態に近づいていたにもかかわらず治安維持活動を最小限のものにするよう求めていたとされている。つまりバンダーラナーヤカは、治安維持活動の実施に対して優柔不断なところがあったわけである。そのようなバンダーラナーヤカの性格を考慮に入れれば、1958年の民族暴動に際してバンダーラナーヤカが非常事態宣言の公布をなかなか要請しなかった理由も、自ずと明らかになるだろう。しかしながら、そのようなバンダーラナーヤカの優柔不断さは、民族暴動の大規模化を促したひとつの要因であるとして批判されることになるのである。

<sup>138)</sup> 活動停止は同年10月末に,非常事態宣言は翌1959年3月末に解除された。De Votta, op. cit., p. 119. なお FP からの逮捕者は,最終的には150人に及んだそうである。Vittachi, op. cit., p. 90.

<sup>139)</sup> Ibid., p. 46.

さて、非常事態宣言の公布によって南部地域における民族暴動は収束に向かうことになった。しかし北部地域では、これ以降に暴動が激化していくことになる。これが1958年の民族暴動の第3局面である。

## (ウ) 第3局面:5月28日-6月3日(北部地域への波及)

第3局面は、北部州のジャフナにおいてシンハラ人に対するスリランカ・タミル人の暴動が発生するようになる、5月28日から6月3日にかけての期間である。

北部州では、コロンボで民族暴動が発生するようになってからも通常と変わ らない平静さが保たれていた。たとえばジャフナでは、1956年の民族暴動の際 にも暴動が発生しなかったことから、ジャフナは安全であると考えるシンハラ 人がいたほどである。しかしながら1958年の民族暴動では、そうはいかなかっ た。「ヒンドゥー教の司祭 2 名がコロンボ近郊のパナドゥラ (Panadura) にあ るカンダサミー(Kandasamy)寺院において25日に焼き殺された」という噂が 伝わると、ジャフナにも不穏な空気が立ち込み始めたのである。28日には、シ ンハラ人が経営する店舗に対する略奪がジャフナで発生した。29日には、100 人を超えるスリランカ・タミル人暴徒が、ジャフナにある仏教寺院を襲撃した。 しかも、それらの暴徒が警察によって救出された仏教僧の搬送された病院をさ らに襲撃したため、暴徒を追い払うために警察が発砲せざるを得ない事態とな 142) った。さらに30日から翌1日にかけては、ジャフナ沖に浮かぶカイツ (Kavts) 島. あるいはジャフナ東方に位置するウェルウェッティトゥライ (Velvettiturai) にある政府関係の施設がスリランカ・タミル人暴徒によって襲 撃されるようになった。また30日には、ジャフナ沖のナイナティブ (Nainativu) 島にあるナーガディーパ寺院 (Nagadipa Vihara) を、スリラン

<sup>140)</sup> Ibid., p. 59.

<sup>141)</sup> Ibid., p. 60.

<sup>142)</sup> Vittachi, op. cit., pp. 60-1. Manor, op. cit., p. 291.

<sup>143)</sup> Vittachi, op. cit., p. 61. Manor, op. cit., p. 291.

カ・タミル人暴徒が徹底的に破壊するという事件が発生した。仏陀が2回目のセイロン島訪問の際に訪れたとされるナーガディーパ寺院は、シンハラ仏教にとっての聖地であった。それゆえこの事件は、シンハラ人によるタミル人の虐殺をも招きかねない重大事件と受け取られ、グーナティラカ総督らによって内密にされることになった。

その後、ジャフナにおける民族暴動は、6月3日に戒厳令 (martial law) が敷かれるに至ってようやく収束することになった。なお、ジャフナ地域における民族暴動によってセイロン島南部の難民キャンプへ逃れたシンハラ人は、145) 2000人近くに達していた。

### (エ) 1958年の民族暴動の特徴

1958年の民族暴動によって発生した国内避難民の数は、コロンボだけでも 12000人に及んだとされている。死亡者の数については論者によって大きな違いがみられ、政府の公式見解によれば158人、スリランカ・タミル人国会議員 が国会答弁で言及した数字によれば少なくとも2000人であった。しかし、より 現実的には300~400人、あるいは500~600人ではないか、ともいわれている。 なお民族暴動による死者の多くは、タミル人、入植政策によって開拓された土地に入植していた農民や店主、ヒンドゥー教の僧侶、ビジネスマン、貿易業者 であった。

民族暴動に関与した主な者は、以下のような人々であったとされる。シンハラ人についてみると、ポロンナルワの民族暴動においては入植政策に関わる仕

<sup>144)</sup> Vittachi, op. cit., p. 62. Manor, op. cit., p. 292.

<sup>145)</sup> Wriggins, op. cit., p. 268.

<sup>146)</sup> バンダーラナーヤカは、シンハラ人難民キャンプの慰問には訪れたものの、タミル人難民キャンプには一度も行くことがなかった。Vittachi, op. cit., p. 87.

<sup>147)</sup> 以下の引用による。De Votta, op. cit., p. 119. なお、暴動の対象となったのはスリランカ・ タミル人がほとんどであったが、インド・タミル人に対する暴力行為もみられたという。

<sup>148)</sup> Wriggins, op. cit., p. 268.

<sup>149)</sup> K. M. de Silva, Reaping the Whirlwind: Ethnic Conflict, Ethnic Politics in Sri Lanka (New Delhi: Penguin, 1998), p. 122.

<sup>150)</sup> Nira Wickramasinghe, *Sri Lanka in the Modern Age: A History of Contested Identities* (Honolulu: University of Hawaii Press, 2006), p. 273.

事に従事していたシンハラ人であった。これらのシンハラ人は入植地がスリラ ンカ・タミル人に分配されることに憤りを感じていたとされている。コロンボ の民族暴動においては 裕福なスリランカ・タミル人に嫉妬していたシンハラ 人であった。コロンボやポロンナルワ以外のシンハラ人居住地域における民族 暴動においては、バス会社の国有化によって損害を被ったシンハラ人、小売業 に従事するシンハラ人であった。他方でスリランカ・タミル人についてみると、 バッティカロアの民族暴動に参加していたのはスリランカ・タミル人の漁民. ジャフナの民族暴動に参加していたのは反 Sri 運動に携わっていた高学歴のス リランカ・タミル人青年層の人々であった。

暴動の性格についてみると、基本的にはシンハラ人対スリランカ・タミル人 という構図の民族暴動が支配的であったものの、政府関係の施設が襲撃されて いたことなどからは、反政府暴動といった側面が存在していたともいえるだろ う。しかしながら、暴動には多様な側面がつきまとうものであるから、このこ とをもってして「1958年の民族暴動は民族暴動ではない」とはいえないであろ う。

さて、1958年の民族暴動は、ポロンナルワとエラウールにおける鉄道襲撃事 件が引き金となって発生した地域的な民族暴動が、最終的にセイロン島全域に まで拡大することによって発生したものであった。その意味において1958年の 民族暴動は、地域的な民族暴動が全国的な民族暴動へと簡単に拡大する恐れが あることを知らしめるものであった。シンハラ・オンリー政策以降のスリラン カにおけるシンハラ人とスリランカ・タミル人の民族関係は、まさしく一触即 発の状態にまで悪化していたのであった。シンハラ人とスリランカ・タミル人 は、既に後戻りの出来ない地点に到達してしまっていたのである。

<sup>151)</sup> Manor, op. cit., pp. 292-3. Vittachi, op. cit., p. 59.

<sup>152)</sup> Wickramasinghe, op. cit., p. 273.

<sup>153)</sup> Manor, op. cit., p. 292.

<sup>154)</sup> *Ibid.*, p. 293.

<sup>155)</sup> Vittachi, op. cit., p. 51.

<sup>156)</sup> Wickramasinghe, op. cit., p. 273. Manor, op. cit., p. 293.

<sup>157)</sup> Wickramasinghe, op. cit., p. 273.

# 第4節 バンダーラナーヤカによる宥和の模索とその結末

1958年の民族暴動の収束後、バンダーラナーヤカは、これ以上の治安の悪化を食い止めること、スリランカ・タミル人からの信頼を再び手に入れることを追い求めるようになった。前者は、度重なる批判にもかかわらず非常事態宣言を撤回しようとしないバンダーラナーヤカの姿勢に、あるいはシンハラ人暴徒を長期収監し続けるバンダーラナーヤカの姿勢に反映されていた。後者は、BC協定に記されていた「タミル語の合理的な使用」を認めるような法律を成立させようとするバンダーラナーヤカの執念に現れていた。「タミル語(特別規定)法(Tamil Language(Special Provision)Act, No. 28 of 1958)」の制定である。

### (1) タミル語(特別規定)法の制定

(ア) タミル語 (特別規定) 法の詳細

バンダーラナーヤカは、1958年7月から9月にかけて、タミル語の合理的な使用を認める旨を定めた法律である「タミル語(特別規定)法」の制定に尽力し、国会審議を経て1958年9月4日にこれを成立させることに成功した。

この法律は、シンハラ語を唯一の公用語に定める公用語法を維持したうえで、教育現場におけるタミル語の使用、公務員試験におけるタミル語の使用、北部州と東部州における行政活動におけるタミル語の使用を認める旨を定めた法律であった。むろん、このような法律を制定した目的は、公用語問題をめぐって悪化してしまったシンハラ人とスリランカ・タミル人の間の民族関係を修復することにあった。それは、法律成立後にバンダーラナーヤカが、SLFPの議員に対して「公用語をめぐる問題がこれで解決できれば、深刻な民族暴動が再発することは将来なくなるだろう」と述べていたことからも明らかであろう。以

<sup>158)</sup> Manor, op. cit., p. 297.

<sup>159)</sup> Kearney, op. cit. 87-8. 公用語に関する法律であるから当然ではあるものの,この法律には BC 協定に記されていた「地域評議会」のような、地方自治の強化に関する内容は含まれていなかった。

下、タミル語(特別規定)法の主な条文についてみておくことにしたい。

第2条「教育言語としてのタミル語」では、(1)においては「公立学校や政府補助を受けている学校におけるタミル人学生には、タミル語で教育を受ける権利が与えられる」ことが、(2)においては「セイロン大学においてシンハラ語が教育言語に定められている場合、大学入学前の教育においてタミル語で教育を受けてきた者に対しては、タミル語が教育用の言語とされる」ことが定められていた。

第3条「公務員試験用言語としてのタミル語」では、「タミル語で教育を受けてきた者に対しては、いかなる公務員試験の場合にもタミル語で受験する権利が与えられる」ことが定められていた。ただし、そのための条件として、「(a)スリランカの公用語に関する十分な知識を有していること」、もしくは、「(b)公務員職に就いてから然るべき期間のうちにそのような知識を身につけること」が求められていた。

第4条「通信(correspondence)用言語としてのタミル語」では、「タミル語で教育を受けた人々と公的資格を有する公務員との間、あるいは、北部州と東部州における地方自治体と公的資格を有する公務員との間の通信は、タミル語で行われる」ことが定められていた。

第5条「北部州と東部州における,所定の行政目的用の言語としてのタミル語」では,「この法律の他の条項で定められている目的にタミル語が使用されることに加えて,北部州と東部州においてはタミル語が所定の行政目的のために使用される。ただし,そのような所定の行政目的についてのセイロンにおける公用語の使用には,不利益が生じないようでなければならない」とされてい

<sup>160)</sup> タミル語(特別規定)法は全8条で構成されている。本文ではふれていない条文について簡潔に記しておくと、第1条では法律の名称が規定され、第8条ではこの法律で用いられる用語(公立学校 [government school], 政府の支援を受けている学校 [assisted school], 地方自治体 [local authority], 公務員 [official], 所定の [prescribed]) に関する定義が定められている。たとえば「公務員」とは「総督・大臣・議会秘書・公務員」のことであり、「所定の」とは「この法律のもとに作成される規則によって定められたもの」のことである。なお、全文については以下を参照。*Ibid.*, Appendix III, pp. 147-9.

<sup>161)</sup> 当時のスリランカにはセイロン大学(現ペラデニヤ大学)しか 存在していなかった。それゆえに本法律ではセイロン大学だけに言及するような文面となっている。

た。

以上が本法律の本則に該当する部分であるとすれば、以下は附則に近いものだといえる。第6条「施行細則 (regulations)」では、「(1)首相は、この法律の原則と条文を発効させるための規則を作成する」こと、ならびに、「(2)第1項のもとで作成される施行細則も、それが上院と下院によって承認され、かつ、その承認が官報で告示されるまでは効力を生じない」ことが定められていた。しかしながら後で述べるように、「施行細則」の制定は遅れに遅れて大きな問題になってしまうのである。また、第7条では公用語法との関係が規定され、「この法律は、公用語法第2条の規定にもとづき、1960年12月31日までの間、効力を有するものとする」と定められていた。

ところで以上のようなタミル語(特別規定)法は、実は、1956年に制定された公用語法の原案に盛り込まれていた、タミル語の使用に関する部分を復活させる内容のものであった。いうなれば、公用語法の原案からタミル語の使用に関する部分を削除したものが、公用語法なのである。たとえば原案では、第2条でシンハラ語だけが公用語であることが定められていたものの、それに続く第3条「公用語以外の言語の使用」では、「公務員以外の者が公務員と通信(communication)をする際にはタミル語あるいは英語を使用できる」とされていた。また、第6条「タミル語あるいは英語で教育を受けてきた人々」では、そのような人々が公務員となった場合には、(i)(a)において「シンハラ語による教育を受けてこなかったということを考慮に入れたうえで十分とされる、十分なシンハラ語の運用能力が求められる」こと、ならびに、同(b)において「教育言語で公務員試験を受験することが可能である」こと、さらに(ii)において「この譲歩は1967年7月1日までのものである」ことが定められていた。以上からは、公用語法の原案の方が、実際に採択された公用語法よりもシンハラ語を母語としない者に対する配慮がなされていたものであったことが分かる。それゆ

<sup>162)</sup> この原案は、公用語法案を審議するために組織された通称シンハラ・オンリー委員会 (Sinhala only commission) に対してバンダーラナーヤカが提出(1956年5月16日) したものである。以下に収録されている。K. M. de Silva, "Ethnicity, Language and Politics," pp. 232-3.

えバンダーラナーヤカは、公用語法の原案により近いタミル語 (特別規定) 法の制定をもってして、首相就任当初に自らが思い描いていた公用語法の構想に近づけ直そうとしたのだといえるだろう。

では、そのような狙いをもっていたと思われるタミル語 (特別規定) 法に関する国会審議は、どのようなものであったのだろうか。それは、異様な状況のもとで行われたといってもおかしくないものであった。

### (イ) 法案審議への対応

国会におけるタミル語(特別規定)法案の審議に際し、野党 UNP に所属するシンハラ人の国会議員は、1958年の民族暴動以来、公布されたままになっている非常事態宣言をバンダーラナーヤカが撤回しようとしないこと、ならびに、拘禁措置が継続していることに抗議して、法案審議そのものをボイコットして163)いた。与党 MEP に所属するシンハラ人の国会議員は、FP に所属する国家議員に対する1958年の民族暴動に関する処分が不十分であること、ならびに、タミル人の経営する店舗に対する略奪を働いたとして拘留された SLFP の党員が釈放されないままになっていることに異議を唱え、タミル語(特別規定)法の制定に反対していた。

また、その他の国会議員のなかには、この法律の成立によって公務員職におけるスリランカ・タミル人の過剰代表性がさらに強まる可能性があることを憂慮する者が多数存在していた。そもそもシンハラ・オンリー政策が1956年の第3回総選挙であれ程の人気を博した背景には、シンハラ人青年層の失業問題が存在していた。シンハラ人青年層の人々は、シンハラ語だけが公用語になればスリランカ・タミル人が多数就職していた公務員職に就職しやすくなるのではないかと期待したからこそ、シンハラ・オンリー政策を支持していったのであった。ところが公用語法が成立したにもかかわらず、公務員職に占めるスリラ

<sup>163)</sup> Manor, op. cit., p. 298.

<sup>164)</sup> De Votta, op. cit., p. 121.

ンカ・タミル人の割合が減ることはなかった。そうであった以上は、スリランカ・タミル人がタミル語で公務員試験を受験できるようにする法律には賛成できないと考えるシンハラ人国会議員が多くなるのも当然であった。

他方で、スリランカ・タミル人の国会議員をみると、次のような状況であった。まず、1958年の民族暴動の責任をとらされる形で拘禁されている最中であった FP 所属の国会議員は、法案審議に参加することを促されてはいたものの、拘禁措置に抗議して法案審議に出席することを拒絶していた。次に、FP 所属ではないスリランカ・タミル人国会議員は、この法案をシンハラ人への同化を強いる法律とみなして強固に反対していた。すでにみたように、タミル語(特別規定)法の第3条では、公務員職に就くタミル人に対して、然るべき期間のうちにシンハラ語に関する知識を身につけることが要求されていた。それゆえスリランカ・タミル人にとっては、この法案が「タミル語の合理的な使用」を認めるものであったとしても、それは「同化」を糊塗するための「巧妙な仕掛け(gimmick)」に過ぎないとしか思えなかったのであった。つまりタミル語(特別規定)法は、「タミル語の合理的な使用」を認めるための法律であるにもかかわらず、スリランカ・タミル人からの支持さえも得られなかったのである。

また、スリランカ・タミル人がこの法案に頑なに反対した理由としては、以下の2点も指摘されている。第1点は、この法案が「特別規定」だったことである。つまりスリランカ・タミル人にとっては、タミル語をシンハラ語と同等のものとして扱わずに「特別な規定」を制定して対処するということそれ自体が、タミル人を「二流市民(second-class citizens)」扱いするに等しい行為だと感じられたのである。第2点は、地方自治の強化策に関する議論が完全に抜け

<sup>165)</sup> Manor, op. cit., p. 298.

<sup>166)</sup> De Votta, op. cit., p. 119.

<sup>167)</sup> デ・ウォッタが用いている表現である。*Ibid*...

<sup>168)</sup> Manogaran, op. cit., p. 51.

<sup>169)</sup> 最も厳しい批判を行ったのは、急進派スリランカ・タミル人国会議員のスンタラリンガムであった。彼は同法案の審議に際し、法案に対する批判を述べたうえでさらに、「タミル人の未来は、連邦制の実現ではなく独立国家(Eelam)の実現にかかっている」といった趣旨のことを論じたのである。スリランカ・タミル人の政治家が「イーラム」という言葉を用いたのは、この時が初めてだといわれている。*Ibid.*, p. 51.

落ちていたことである。そもそも BC 協定においては、「タミル語の合理的な使用」についてのみならず、入植政策に対する一定の権限を有する「地域評議会の設置」についても記されていた。にもかかわらず、この法案の審議では、それらの問題に関する議論が完全に無視されていた。それゆえ BC 協定の水準をも充たさないこの法案に対して、スリランカ・タミル人国会議員は同意できなかったのである。

さて、以上のような審議状況であったものの、最終的にタミル語(特別規定)法は、賛成票46、反対票3で成立した(1958年9月4日)。しかしながら、タミル語(特別規定)法にとっての最も大きな問題は、法律成立後に発生することになった。条文を検討した際にみてきたように、この法律では、首相による施行細則(regulations)の制定をもって法律の効力が発生することになっていた(第6条)。ところが、その施行細則は、1965年になるまで定められることがなく、法律成立後7年もの期間にわたって、この法律は実質的に捨て置かれることになったのである。

そのような事態に至った理由のひとつは、首相であるバンダーラナーヤカが  $^{170)}$  暗殺されてしまったことであった。

## (2) バンダーラナーヤカ暗殺

すでに述べたように、1958年の民族暴動後のバンダーラナーヤカは、シンハラ人とスリランカ・タミル人の間の調和を乱すような行為に対して厳しく対処する姿勢を明確にしていた。また、タミル語(特別規定)法の制定にみられるように、両民族の融和を図るためであればスリランカ・タミル人に対する「譲

<sup>170)</sup> ただし、施行細則の原案は完成していたとされる。K. M. de Silva, "Coming Full Circle: the Politics of Language in Sri Lanka, 1943-1996," *Ethnic Studies Report*, Vol. XIV, No. 1, 1996, p. 31.

なお、タミル語(特別規定)法の成立以降の SLFP においては、シンハラ人仏教僧を主体とする右派とマルキストを中心とする左派との間で激しい対立が生じており、バンダーラナーヤカの政治的指導力は、この対立を調停することができないままに失われていくことになった。詳しくは、Manor、op. cit., pp. 298-306. を参照。筆者は、バンダーラナーヤカがタミル語(特別規定)法の施行細則を制定できなかった原因のひとつが、この混乱に起因する指導力の低下にあったのではないかと考えている。

歩」をも厭わない姿勢をとるようにもなっていた。しかしながら、このようなバンダーラナーヤカの姿勢は、「バンダーラナーヤカはタミル人寄りに過ぎるのではないか」という疑念を生み出すことにもなった。野党 UNP はもちろんのこと、与党 MEP においてもそうである。そして、そのようなバンダーラナーヤカに対して、とりわけ強い不満を覚えていたのは、バンダーラナーヤカを古くから支持してきたシンハラ人仏教僧であった。

そのようなシンハラ人仏教僧の1人であったソマラナ(Talduwe Somarama)がバンダーラナーヤカを襲撃したのは、1959年9月25日の朝のことであった。バンダーラナーヤカは公邸のヴェランダで、彼に面会に来た仏教僧によって銃で撃たれ、翌朝、搬送先の病院で死亡してしまったのである。至近から撃たれた銃弾は、左手首に1発、右肺に2発、右腰に1発が命中し、そのうち右肺から体内に入った2発の銃弾は、バンダーラナーヤカの体内を左の腰に向かって貫通し、深刻な損傷を内蔵に負わせることになった。そして、これが致命傷となった。

この暗殺を画策したとされるケラニヤ(Kelaniya)寺院の高僧ブッダラッキタ(Mapitagama Buddharakkita)は、1956年の第3回総選挙において、MEPを支持するシンハラ人大衆を草の根レベルで組織化することに最も貢献したシンハラ人仏教僧であった。またブッダラッキタは、SLFPに対しても強い影響力を行使しうる人物でもあり、バンダーラナーヤカがタミル人寄りの姿勢に転じたことに反発して、バンダーラナーヤカを党首の座から引きずり下ろそうとしたことのある人物でもあった。他方で、暗殺実行犯のソマラナは、伝統医療であるアユルヴェーダの医師でもあり、ブッダラッキタに極めて近しい人物であった。そのソマラナにバンダーラナーヤカの暗殺を決意させたのは、ブッダラッキタが語った次のような言葉であったとされている。すなわち、「この国は、シンハラ人、シンハラ語、シンハラ仏教の未来が失われかねないほどに悪化し

<sup>171)</sup> 細かな経緯については、以下を参照。Ibid., pp. 313-5.

<sup>172)</sup> K. M. de Silva, Reaping the Whirlwind, p. 93.

<sup>173)</sup> Manor, op. cit., p. 304.

つつある。必要とされているのは首相を変えることだ。そうすれば,我々が望んでいるように物事を進めることができる」。

すでにみたように、ブッダラッキタの発言にみられるシンハラ人・シンハラ語・シンハラ仏教という3つの要素の一体化は、シンハラ仏教ナショナリズムの基本中の基本であった。むろん、そこには、バンダーラナーヤカが示したようなタミル人への譲歩を受け入れる余地は存在していない。バンダーラナーヤカ暗殺事件の背後にうごめいていたのは、そのようなシンハラ仏教ナショナリズムであった。しかし皮肉であったのは、そのようなシンハラ仏教ナショナリズムこそは、バンダーラナーヤカが自らが首相への階段を登り詰めた第3回総選挙において、最も頼りにしていたものだったということである。

4 発の銃弾を浴びて手術室に運び込まれたバンダーラナーヤカが,スリラン 175) カ国民に伝えようとした最後のメッセージは、次のようなものであった。

僧侶の衣服を身にまとった愚かな男が、今朝、私の家で私に向かって銃を撃った。私は皆に、この男に慈悲をもって対応すること、彼に報復しないことを願いたい。

私は我が国民に、今こそ節度を保ち、忍耐強くいてくれることを期待する。私は、 医師の協力を得て、我が国民に奉仕することができるような職務を行い続けること ができるよう、あらゆる努力をするつもりである。

私が皆に求めているのは、冷静でいること、忍耐強くあること、そして、人々の間に騒憂を引き起こすようなことを行わないことである。

私は、私の身近にいた人々に、妻のバンダーラナーヤカと私の子ども達に、政府 関係者に、そして私の友人すべてに対して、冷静でいること、このような状況に勇 気と不屈の精神とをもって望むことを切に願っている。

<sup>174)</sup> *Ibid.*, p. 317. さらにソマラナは、「首相が変わりさえすれば、手筈は整っているので2, 3週間で刑務所を出ることが出来る」ともいわれていたようである。その後、ソマラナは死刑に処せられ、ブッダラッキタは終身刑となった。

<sup>175)</sup> Ibid., pp. 314-5.

自らの任期中に2度の大規模な民族暴動を目の当たりにしただけでなく、シンハラ・オンリー政策を提唱することによってその原因をも生み出したバンダーラナーヤカが最後に辿り着いた心境は、この暗殺事件が再び暴動の原因になることがないような自制をあらゆる人々に求めるというものであった。

# むすびにかえて

スリランカでは、独立を遂げてからの10年ほどの間に、公用語政策をめぐって、シンハラ人の言語ナショナリズムとスリランカ・タミル人の言語ナショナリズムが激しくぶつかり合う状況になった。そのような対立を生み出したのは、バンダーラナーヤカが提唱したシンハラ・オンリー政策であった。最後に、シンハラ・オンリー政策がスリランカにもたらしたものは何であったのかという点に考察を加え、本稿を終えることとしたい。

シンハラ・オンリー政策が、シンハラ人とスリランカ・タミル人それぞれの 言語ナショナリズムの高揚に対して果たした役割は、次のようなものであった。 シンハラ人に対しては「シンハラ語だけが公用語である状況を維持すべきで ある」という行動指針を与えることによって、シンハラ人の言語ナショナリズ ムの高揚をもたらした。それゆえにタミル語を「準公用語化」する内容を含ん でいたBC協定は、シンハラ人ナショナリストの強い反発に遭って破棄される ことになった。強い反発に遭いながらも成立したタミル語(特別規定)法の場 合には、その施行が長期にわたって遅れることになった。他方でスリランカ・ タミル人に対してシンハラ・オンリー政策が果たした役割は.「シンハラ語と 同等の公用語の地位をタミル語にも獲得すべきである」という行動指針を与え ることにより、スリランカ・タミル人の言語ナショナリズムの高揚をもたらし たことであった。ただしスリランカ・タミル人は、BC 協定の際には「タミル 語の合理的な使用を認める」という玉虫色の妥協に納得することが出来ていた のにもかかわらず、BC協定の破棄と反 Sri 運動を経験した後になると、タミ ル語(特別規定)法に規定されるようなレベルの妥協では満足できないように なっていた。これら2つの経験が、スリランカ・タミル人の言語ナショナリズ

ムの一層の高揚をもたらしたからである。

以上のような両民族の言語ナショナリズムは、結果として両民族の間に、両 民族の要求を両立させることが不可能な状況、いうなればゼロ・サム的な対立 状況をもたらすことになった。「シンハラ語だけの公用語化を維持すべきだ」 というシンハラ人の要求と、「シンハラ語だけが公用語である状況を崩してタ ミル語も公用語にすべきだ | というスリランカ・タミル人の要求は、明らかに 両立し得ないものであった。しかも両民族の言語ナショナリズムは、相互作用 を発揮しながらさらなる過激化の一途を歩むという性格を有するものであった。 過激化すればするほど、両民族の要求が妥協の余地のない硬直化したものにな ってしまうという悪循環の作用するものだったわけである。その意味において は、1956年と1958年の民族暴動が、シンハラ・オンリー政策をめぐって争われ た第3回総選挙の後に発生したのは当然のことであった。また. BC 協定の締 結と破棄、ならびに、反 Sri 運動と親 Sri 運動を経て双方の言語ナショナリズ ムが一層の高揚をみせた後に発生した1958年の民族暴動の方が、1956年の民族 暴動よりも激しいものになったのも当然のことだったといえるだろう。シンハ ラ・オンリー政策は、2つの言語ナショナリズムが両立しえない要求を掲げて 真正面からぶつかり合うという闘争の舞台を、設定・強化する役割を担うこと になってしまったのである。

この時期のスリランカ政治における変化について政治学者のウヤンゴダ (Jayadeva Uyangoda) は、本稿で論じてきたような1957年から1958年にかけて の出来事がスリランカにおける両民族の政治的関係のターニング・ポイントに なったとして、次のように述べている。すなわち、スリランカ・タミル人の運動に反対するために動員されたシンハラ人が結束することによって、民族的多

<sup>176)</sup> スリランカ・タミル人の言語ナショナリズムをシンハラ・オンリー政策に対抗するために発生したものだとみなし、防衛的 (defensive)、受動的 (reactive) なものとして理解しようとする論者もいる。たとえば、Wilson, Sri Lankan Tamil Nationalism, p. 165, p. 180。しかしながら、両民族が睨み合う状況のもとで双方の言語ナショナリズムカレートしていったのであるから、「鶏が先か卵が先か」的な議論をしてスリランカ・タミル人の言語ナショナリズムの正当性(あるいはスリランカ・タミルの被害者性)を主張しても意味がないだろう。

様性を尊重しうるような社会制度にもとづく近代民主制国家にスリランカが変わっていくために必要とされる政治的な能力が、損なわれるようになった、と。このことが意味しているのは、シンハラ・オンリー政策以降のスリランカの「民主政治」が、民族的多数派の主張にしか考慮を払わず民族的少数派の主張は一顧だにしないものへと変化していった、ということである。

シンハラ・オンリー政策は、スリランカ・タミル人の訴えを軽んじるという 姿勢をシンハラ人の側に根付かせることになった。そして、それは、スリランカ・タミル人に譲歩しようとしたバンダーラナーヤカの暗殺をも厭わないという、熱狂的なシンハラ・ナショナリズムの誕生に繋がっていった。それは、第3回総選挙の最中に「シンハラ語の問題以外にこれ程までに人々を熱狂させたものを私は知らない」などと暢気に語っていたバンダーラナーヤカにとって、予想できなかったことであっただろう。バンダーラナーヤカは、ナショナリズムをもてあそぶことの危うさを理解していなかったのである。他方でスリランカ・タミル人の側には、そのような極端な暴走は目立たなかった。たとえば反Sri運動をみても、そこでは統率の取れた行動が支配的であった。そのようなものであり得たひとつの理由は、この時期のスリランカ・タミル人の言語ナショナリズムが、セルワナーヤガム率いるFPの指導を受けた非暴力不服従運動にもとづくものであったからであろう。

しかし、そのようなスリランカ・タミル人による非暴力不服従運動も、バン

<sup>177)</sup> あわせてウヤンゴダは、次の2点も指摘している。①シンハラ人ナショナリストとタミル人ナショナリストの双方によってもたらされる、両民族の宥和にとって克服しがたい障壁が存在することが明らかになった。②タミル人からの政治的・制度的な改革要求に同意するような試みが、そのような改革に反対する自発的かつ組織的な暴力をシンハラ人社会に生起させるようになった。Jayadeva Uyangoda, "The State and the Process of Devolution in Sri Lanka," Sunil Bastian (ed.), Devolution and Development in Sri Lanka (Delhi: Konark Publishers, 1994), pp. 105-6. またデ・シルワは、同じ時期を分析して次のように述べている。①1956年以降のスリランカでは、マルチ・エスニックな政治体制を維持することが政治的にもはや不可能になり、シンハラ語を用いる者が圧倒的に多いという事実によって、そのような政治体制を放棄することがシンハラ人によって正当化されるようになった。②シンハラ人がスリランカはシンハラ人の国家であると主張するようになると、タミル人など民族的少数派はそのような見解を否定するようになった。③以上の結果、1956年以降のスリランカでは民族対立が発生するようになった。de Silva, Managing Ethnic Tensions, pp. 163-4.。

<sup>178)</sup> Manor, op. cit., p. 256.

ダーラナーヤカの死後を引き継いだ妻シリマウォ (Sirimavo Ratwatte D. 179) Bandaranaike) がさらなるシンハラ人びいきの政策を実施することにより、ついに1970年代中頃には潰えていくことになる。バンダーラナーヤカ暗殺後の展開については、稿を改めて論じることとしたい。

<sup>179)</sup> シリマウォは、2度、政権を担当した。第1次政権期(1960年7月-65年5月)には公用語法を施行し、第2次政権期(1970年5月-77年7月)にはタミル人を「二流市民」扱いする新憲法を制定し、タミル人の幻滅をことさらに強めることになった。そのあたりの事情については、さしあたり拙稿「言語と民族紛争」月村太郎編著『地域紛争の構図』(晃洋書房、2012年)、32-7頁を参照。